

令和6年度

税務概要

図で見る豊島区の税



豊島区区民部税務課

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境政策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な事業を実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、毎年25%前後は区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税や納税の状況は、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんに区税の状況等をわかりやすくお知らせするために、カラービジュアル版のデータ集を作成しました。

区税は、互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費のようなものです。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにいただければ幸いです。

令和6年12月

豊島区 区民部 税務課

目次

Table of contents

財政	1章	1-1	豊島区の収入	2
		1-2	特別区（23区）の税収入	3
		1-3	税金などの使われ方	4
税収	2章	2-1	区税の内訳	6
		2-2	区税収入の推移	7
課税	3章	3-1	住民税とは	11
		3-2	住民税の計算方法	12
		3-3	人口と納税義務者数	14
		3-4	納税義務者数と課税額	15
		3-5	所得区分別 納税義務者数	16
		3-6	課税標準段階別 納税義務者数構成比（23区）	17
		3-7	納税義務者の年齢構成	18
		3-8	ふるさと納税とは	19
		3-9	ふるさと納税の推移	21
		小話	住民税の徴収方法	22
		小話	区民税の主な制度改正内容	23
		小話	よくある質問	24

納税	4章	4-1	納税の方法	26
		4-2	収納率の推移	27
		4-3	滞納額別の割合	28
		4-4	分割納付と徴収猶予	29
		4-5	督促状と催告書	30
		4-6	差押件数と滞納額	31
		4-7	口座振替の状況	32
		4-8	税証明発行件数	33
		4-9	税金の還付とは	34
		小話	収納率向上のための取組み	35
		小話	いろいろな催告書	36
軽自動車税	5章	5-1	軽自動車税（種別割）の概要	38
		5-2	軽自動車税（台数・税収）の推移	39
		5-3	軽自動車税 収納率の推移	40
		5-4	普通自動車と軽自動車の保有台数比較	41
		5-5	軽自動車の保有率（23区）	41
たばこ税・入湯税	6章	6-1	たばこ税とは	44
		6-2	たばこ税率の変遷	45
		6-3	たばこ税の推移	46
		6-4	たばこ税収（23区）	47
		6-5	区税に占める割合（23区）	47
		小話	たばこ税の現状	48
		小話	入湯税とは	48
集合住宅税 狭小住戸	7章	7-1	狭小住戸集合住宅税の概要	50
		7-2	税創設の経緯	51
		7-3	税収の推移	52
		7-4	効果の検証	52
使用データ				53
巻末資料			令和6年度 税務概要（データ版）	71

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

第1章

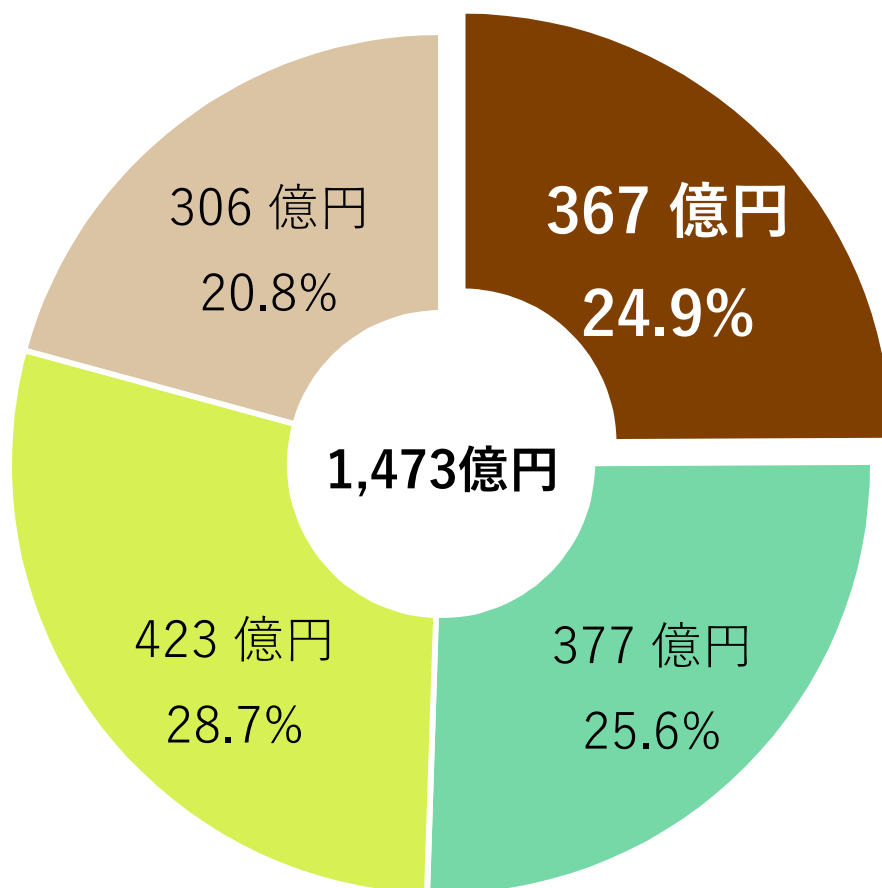
財 政

- 1 豊島区の収入
- 2 特別区（23区）の税収入
- 3 税金などの使われ方

1-1

豊島区の収入

一般会計歳入（令和5年度決算）



■ 特別区税 ■ 特別区交付金 ■ 国・都支出金 ■ その他



ココをcheck！



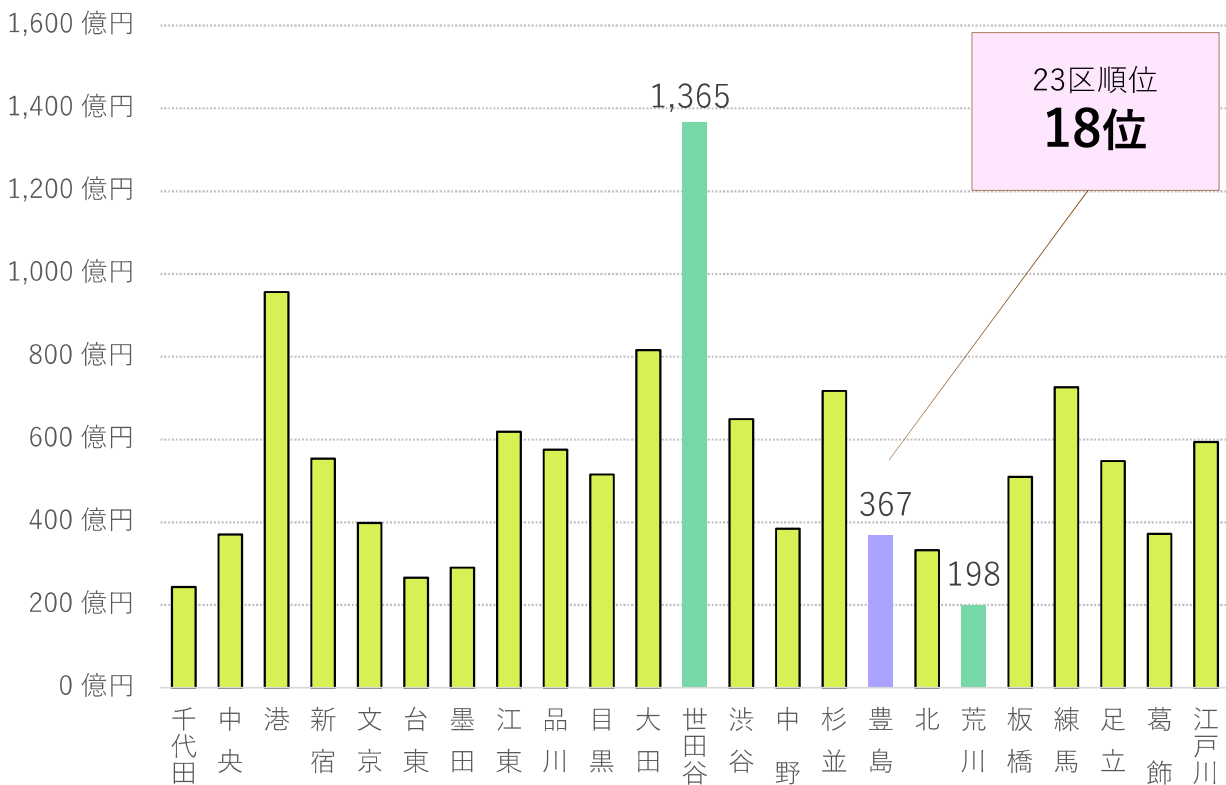
豊島区の基幹歳入

- 特別区税（自主財源）
- 特別区交付金（都区の配分 や 区相互の調整）
- 国・都支出金（特定の行政目的の経費として交付）
- * その他＝補助金・交付金（国・都）、施設使用料など

1-2

特別区(23区)の税収入

特別区税収入（令和5年度決算）



ココをcheck！



税収の規模

税収の規模は自治体によって差があります。

23区の中でも、人口や面積と同様に税収規模には違いが見られ、地域的な特性などによる影響を受けていることが分かります。

1-3

税金などの使われ方

令和6年度予算を1万円に置き換えると、このような使い道になります。

高齢者・障害者福祉、生活保護など	保育園・児童相談所の運営、 児童手当の給付など	まちづくり、防災など
		
2,614 円	2,187 円	919 円
幼稚園、小・中学校、 放課後対策（子どもスキップ）など	広報、システム、その他区役所の運営など	道路、自転車対策など
		
893 円	715 円	377 円
環境対策、清掃、リサイクルなど	文化、スポーツ、図書館など	健康づくり、保健所の運営など
		
368 円	360 円	340 円
各基金の積立て（貯蓄）	戸籍事務、区民事務所の運営など	区民ひろばの運営など
		
305 円	203 円	191 円
公園・児童遊園、緑化など	借入金の返済	商工業・観光の振興、勤労者福祉など
		
134 円	123 円	121 円
税を集めるため	区議会の運営	選挙・監査
		
82 円	44 円	24 円

第2章

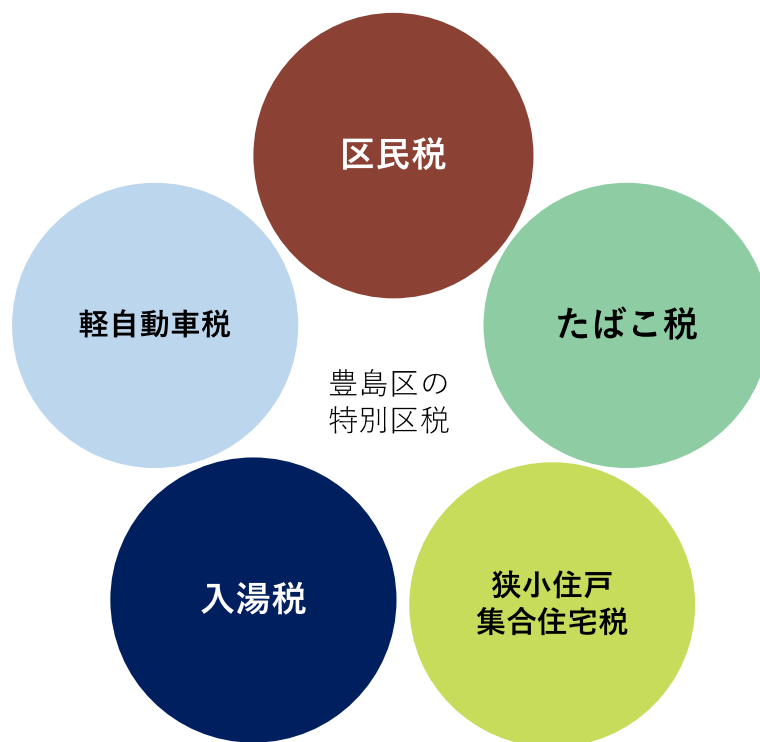
税 収

1

区税の内訳

2

区税収入の推移

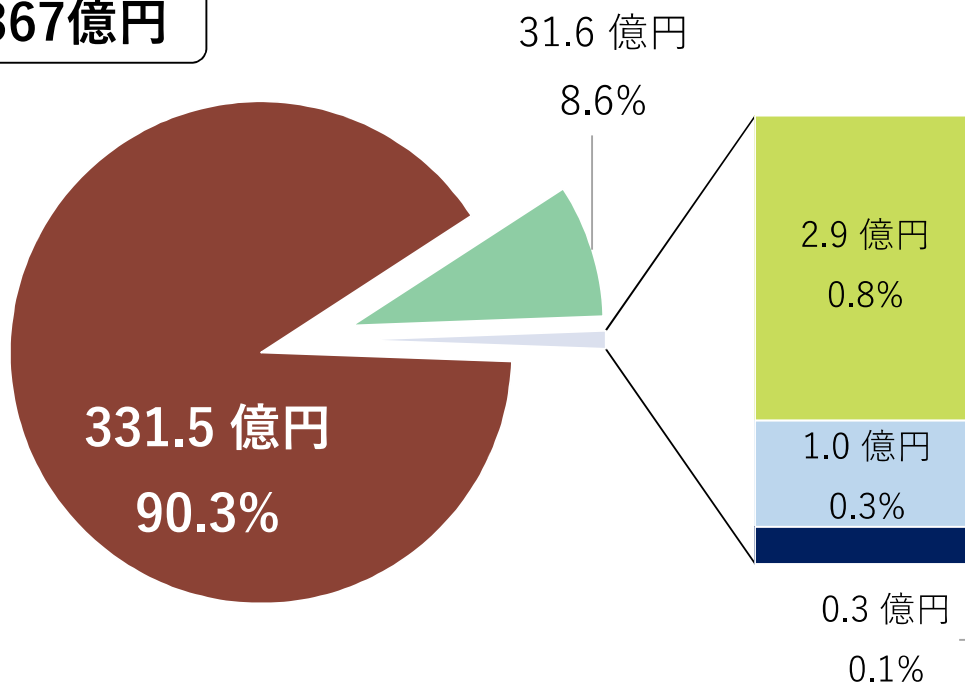


2-1

区税の内訳

区税の内訳（令和5年度決算）

計 367億円



■ 特別区民税 ■ たばこ税 ■ 狭小住戸集合住宅税 ■ 軽自動車税 ■ 入湯税



ココをチェック！



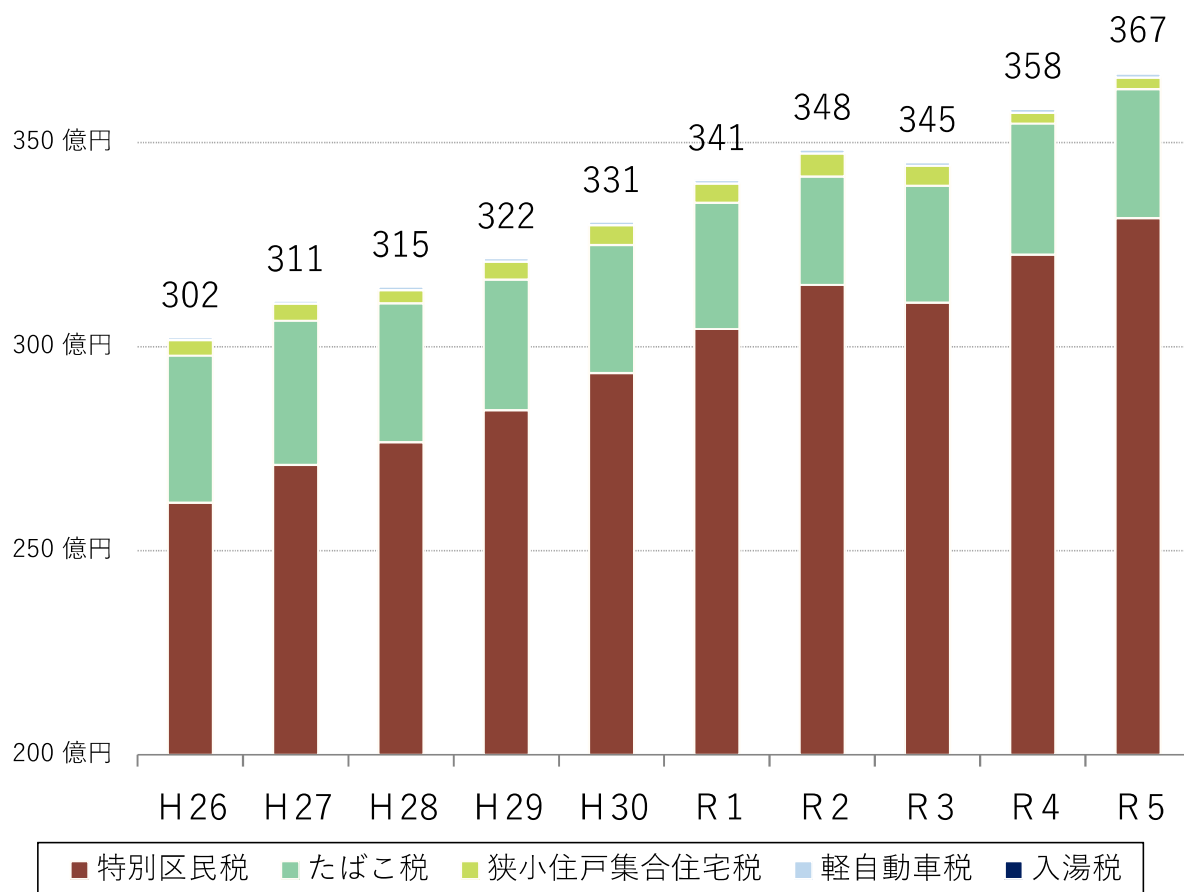
区税の種類

- 区民税：個人の所得に応じて1月1日に住民登録がある方に課税
- たばこ税：売り渡した本数に応じて製造者や輸入業者に課税
- 狭小住戸集合住宅税：建築主に課税
- 軽自動車税：軽自動車、原付、バイク等の4月1日の所有者に課税
- 入湯税：入湯客に課税

2-2

区税収入の推移

区税収入の内訳と推移



ココをcheck！



区税収入額の推移状況

H29年：区民税が平成バブルの記録(H4年279億円)更新

R1年：区民税が300億円を突破

R3年：コロナ禍の影響で約11年ぶりに区税減収
(リーマンショック後のH22年以来)

R5年：区税収入過去最高額を更新

第3章

課税

- | | |
|----|---------------------------|
| 1 | 住民税とは |
| 2 | 住民税の計算方法 |
| 3 | 人口と納税義務者数 |
| 4 | 納税義務者数と課税額 |
| 5 | 所得区分別 納税義務者数 |
| 6 | 課税標準段階別
納税義務者数構成比（23区） |
| 7 | 納税義務者の年齢構成 |
| 8 | ふるさと納税とは |
| 9 | ふるさと納税の推移 |
| 小話 | 住民税の徴収方法 |
| 小話 | 区民税の主な制度改正内容 |
| 小話 | よくある質問 |

3-1

住民税とは

住民税は、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいの方や豊島区内で個人事業を行なっている方に納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算され、特別区民税と一緒に納めていただく仕組みになっています。

さらに住民税は、定額の「均等割」と所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「均等割」と「所得割」を計算して年間の住民税額を決定します。

令和6年度より、「均等割」と併せて1人年額1,000円を森林環境税として納めていただきます。

住民税

特別区民税	都民税
所得割（税率 6%）	所得割（税率 4%）
前年の所得に応じて課税	
均等割（定額 3,000円）	均等割（定額 1,000円）
森林環境税（定額 1,000円）	

住民税の申告が必要な主な場合

○ その年の1月1日に豊島区に住民登録があり、前年中に以下のような所得があった場合

- ・ 給与所得があった方で、給与支払報告書が豊島区に提出されていない方
- ・ 営業所得・不動産所得・配当所得等の所得があった方
（まずは確定申告する必要がある、確定申告をした方は改めて住民税の申告をする必要はありません。）
- ・ 公的年金受給者で年金以外に所得のある方、または控除内容に追加・変更のある方

○ 減免申請やその他、行政サービスを受ける場合

- ・ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の免除・減額の申請をする場合
- ・ 非課税証明書の発行が必要な場合 など

※ 区内在住者に扶養されている方は、申告がなくても所得金額が未記載の非課税証明書が発行できますが、所得金額記載の非課税証明書を発行する場合は住民税の申告が必要になります。

住民税の徴収方法

徴収方法は以下の3つがあります。

- 1 普通徴収（納税者本人が直接納める）
- 2 給与特別徴収（給与支払者が給与から差し引いて納める）
- 3 年金特別徴収（年金支払者が年金から差し引いて納める）

詳細はP.22

※ 住民税が非課税の方には、納税通知書・納付書はお送りしていません。

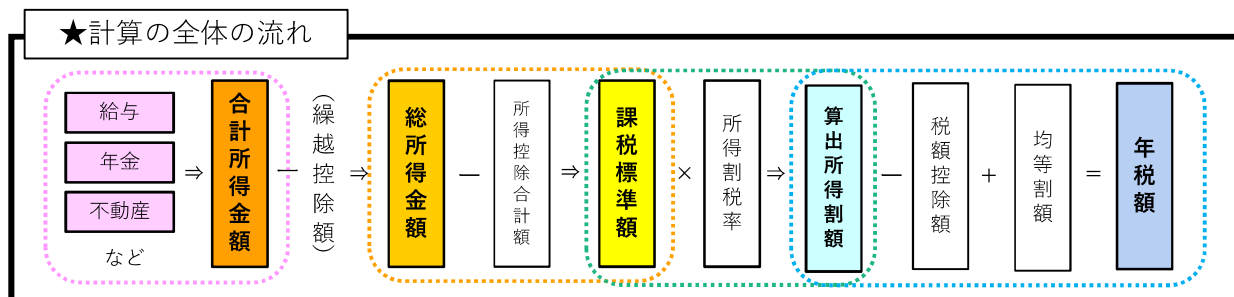
3-2

住民税の計算方法

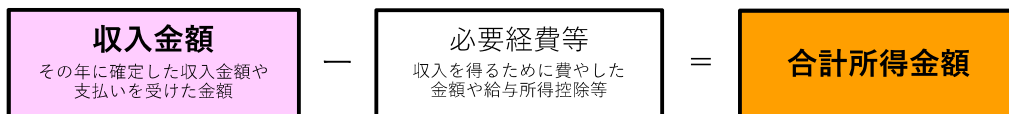
- ▶ 住民税は、「均等割」と「所得割」に分かれています。
- ▶ 均等割額は定額で課税され、年額4,000円です。
- ▶ 所得割額は所得に応じて課税され、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

◎ 住民税は以下のように計算します。

※ 分離課税の所得がある場合、計算方法は異なります。



①

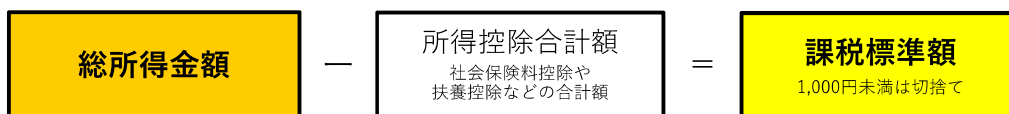


① 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。
給与収入や年金収入は、必要経費の算出が難しいため、一定の額を差し引くこととなります。

複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。

②



② 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。

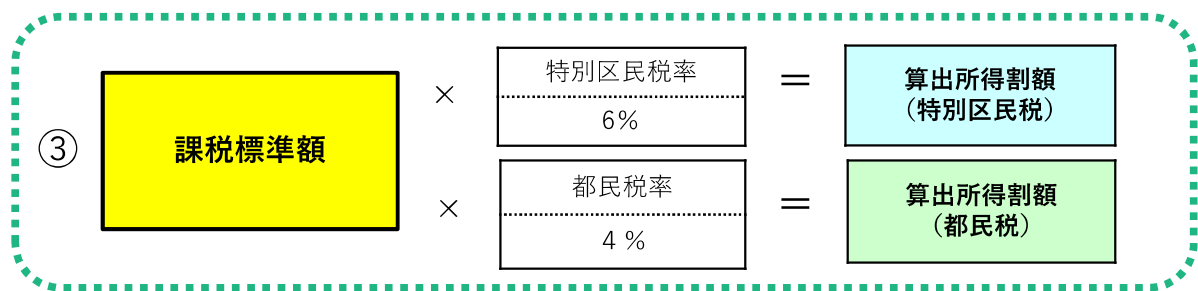
所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除
医療費控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除

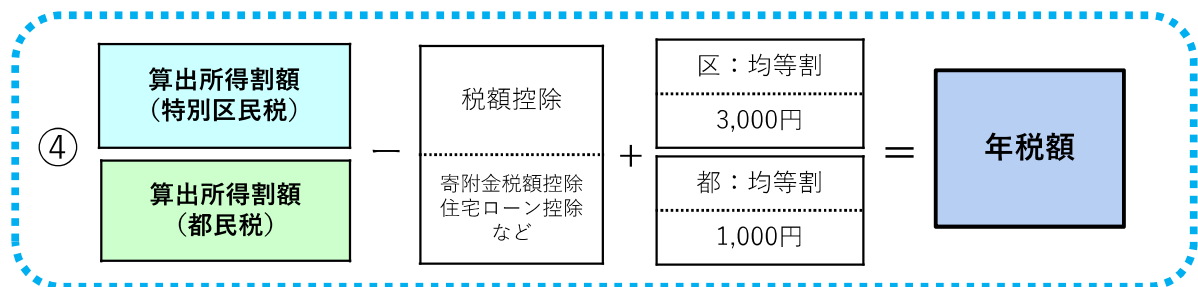
など

人的控除
配偶者（配偶者特別）控除
扶養控除
障害者控除

など



③ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。



④ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。

税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を合わせた金額が、年税額になります。

税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除
住宅ローン控除(※)
配当割額・株式等譲渡所得割額控除

※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用

など

非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下の方は住民税がかかりません。

◎ 均等割・所得割ともにかからない方（住民税が非課税になる方）

合計所得金額が

【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 + 1】 × 35万円 + 10万円 + 21万円（※） 以下

◎ 所得割がかからない方（均等割のみ課税される方）

総所得金額が

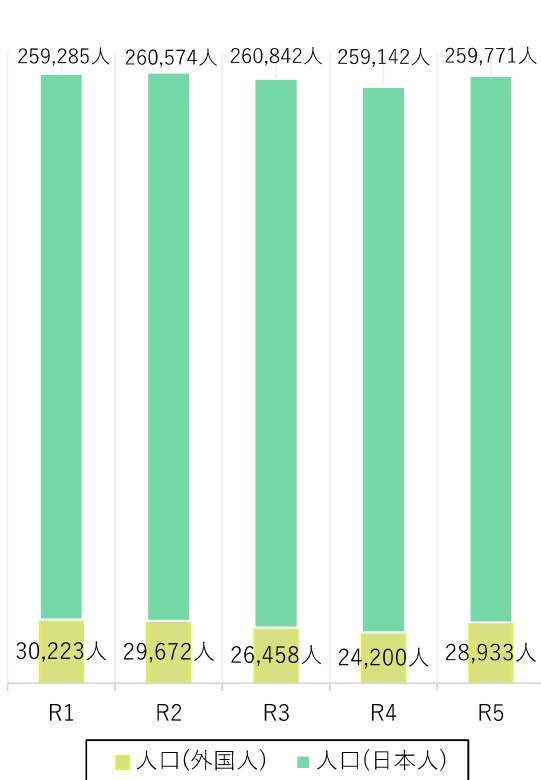
【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 + 1】 × 35万円 + 10万円 + 32万円（※） 以下

※ 扶養している人がいない場合は、21万円、32万円の加算はありません。

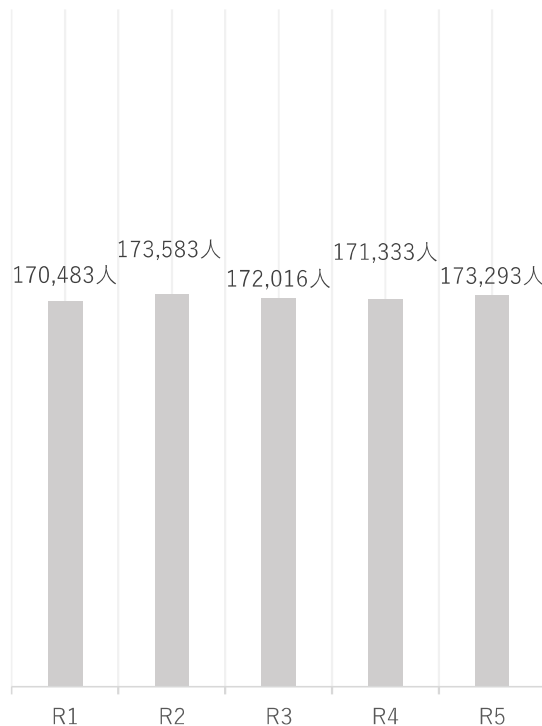
3-3

人口と納税義務者数

人口（1月1日）



納税義務者数（決算）



日本人：外国人

9：1

人口：納税義務者

5：3



ココをチェック！



納税義務者の推移状況

R2年：人口及び納税義務者数ともに過去最高

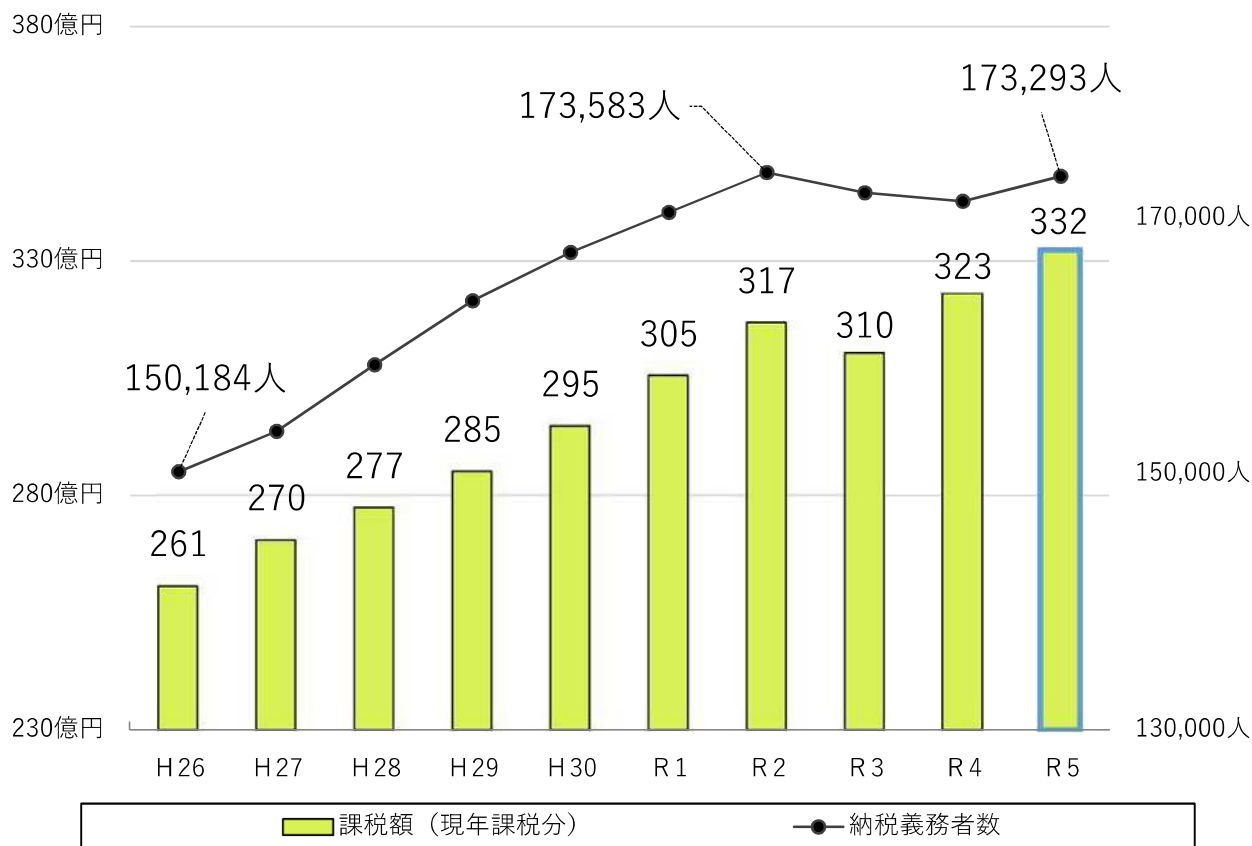
R3・4年：コロナ禍の影響により納税義務者数が減少
(不況時は減少傾向)

R5年：人口及び納税義務者数ともに過去最高だったR2の
ほぼ同水準まで回復

3-4

納税義務者数と課税額

納税義務者数と課税額の推移（決算）



ココをcheck！



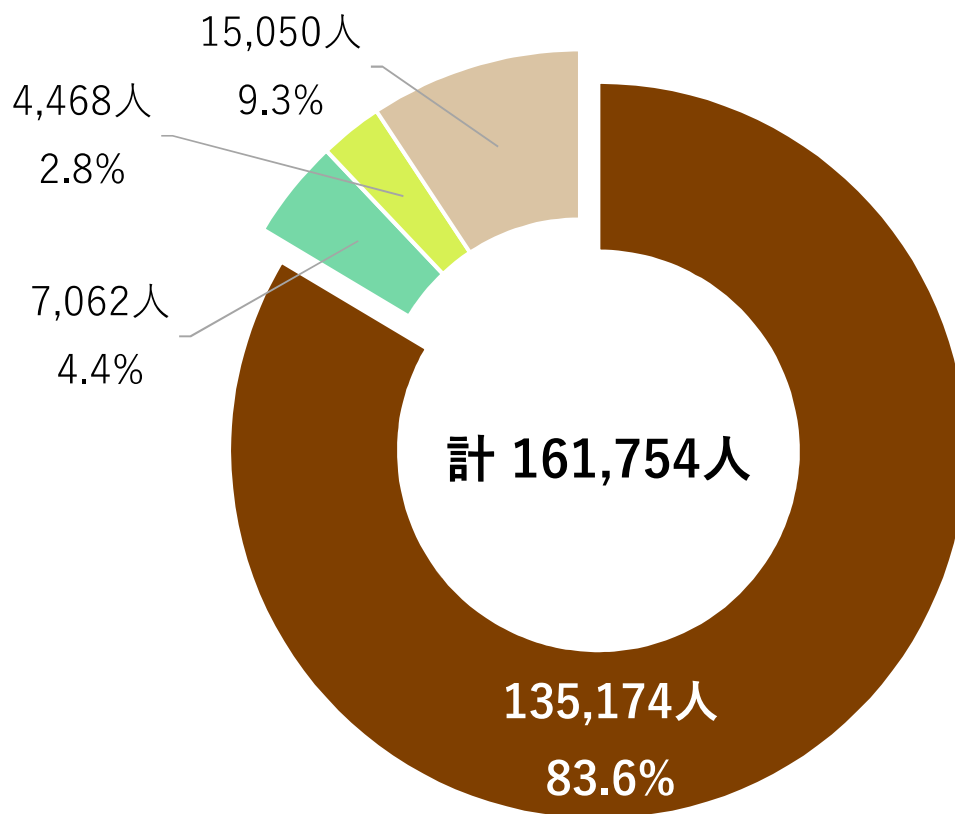
課税額の変動要因

- 納税義務者数の増減
- 区民の所得状況の変化
- ふるさと納税の影響（3-8「ふるさと納税とは」参照）

3-5

所得区分別 納税義務者数

所得区分別納税義務者の内訳（令和6年7月1日時点）



■ 給与所得者 ■ 営業所得者 ■ 分離譲渡所得者 ■ その他の所得者



ココをcheck！



構成割合

- 給与所得者が8割以上

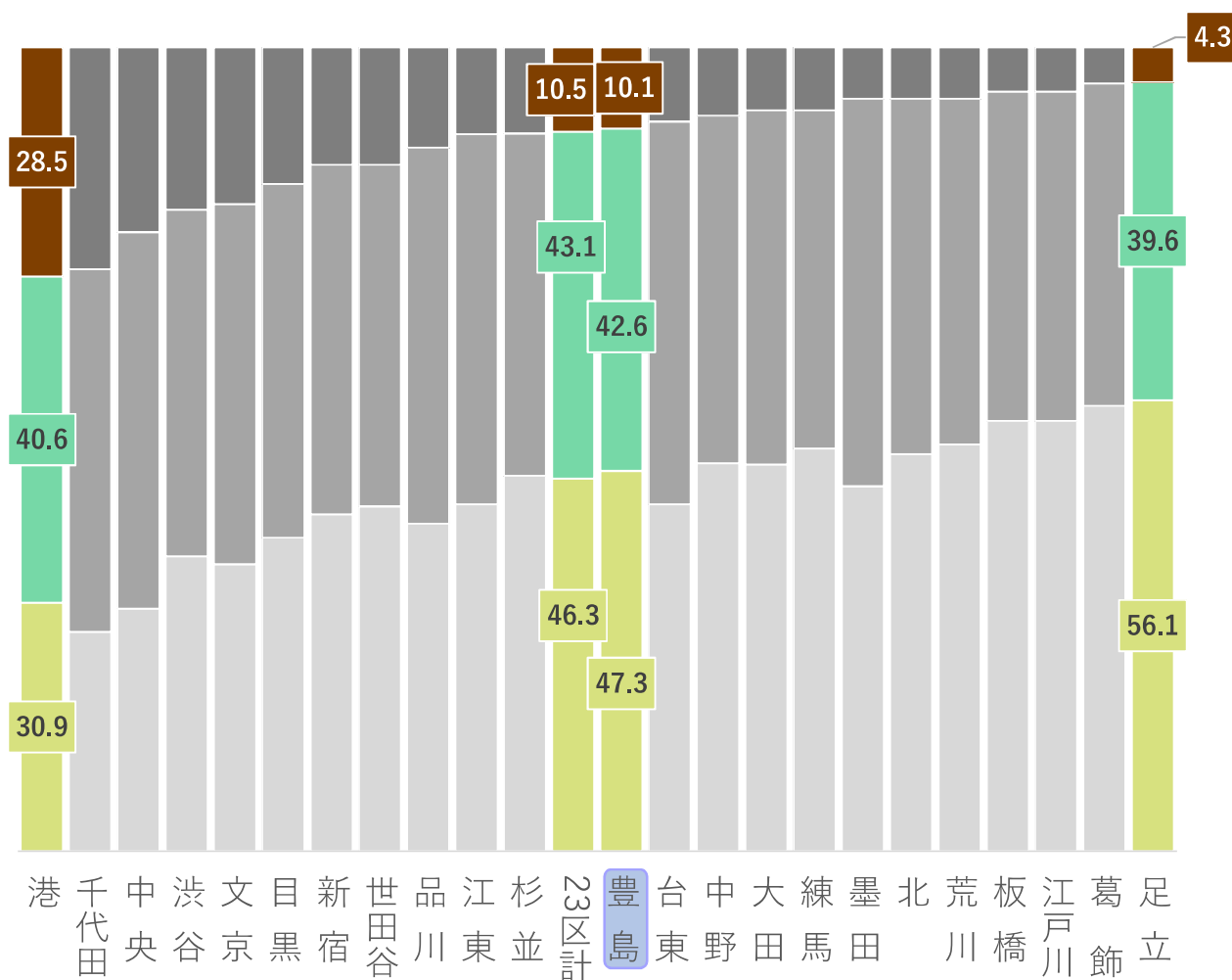
所得分類

- 分離譲渡所得とは土地建物、株式の譲渡による所得など
- その他の所得とは不動産所得、利子所得、配当所得、年金所得など

3-6

課税標準段階別 納税義務者数構成比（23区）

課税標準段階別 納税義務者数構成比（23区）（令和6年度）



■ 200万円以下

■ 200万円超～
700万円以下

■ 700万円超



ココをcheck！



豊島区の状況

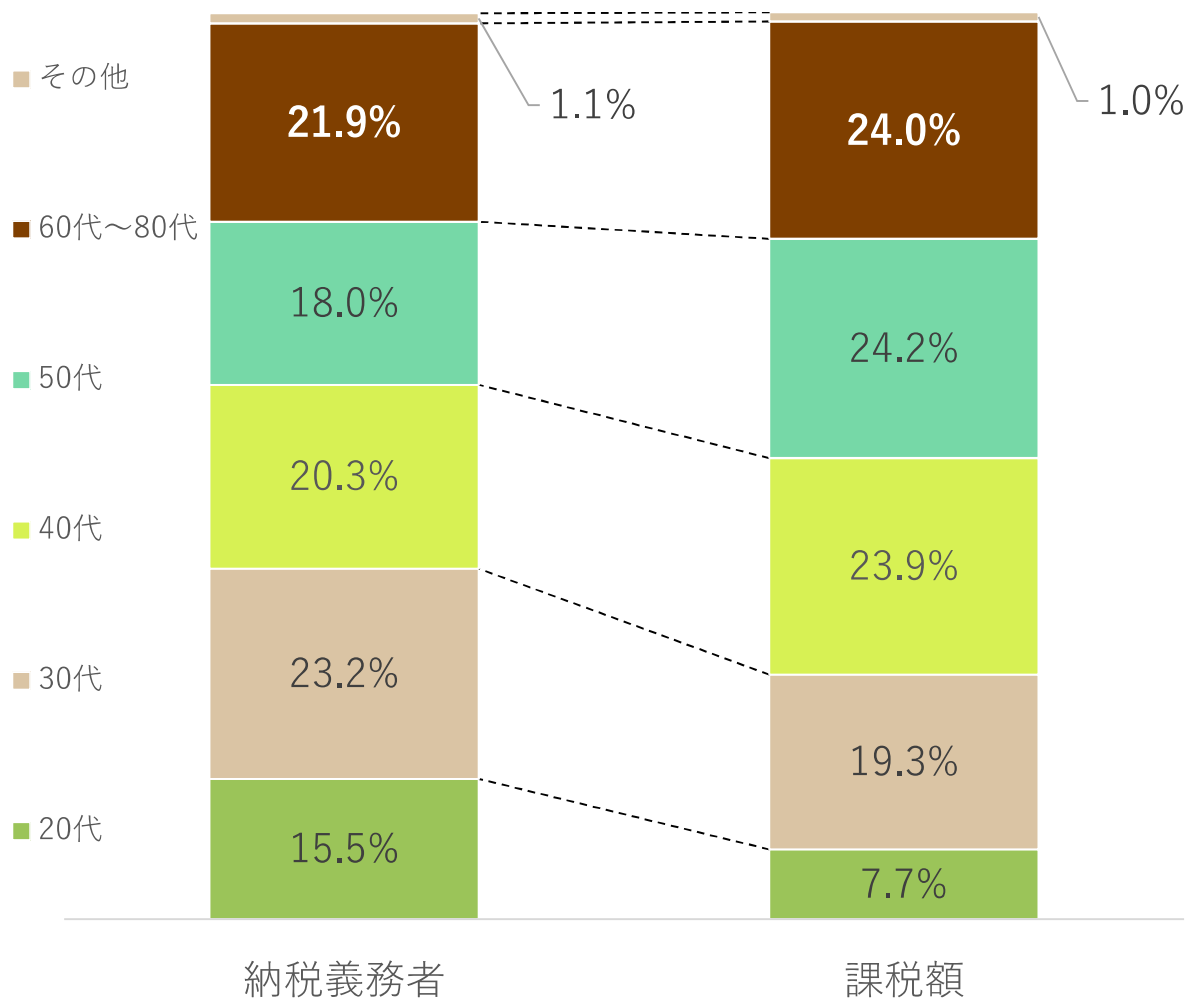
課税標準額200万円以下の層が約5割、200万円超～700万円以下の層が約4割、700万円超の層が約1割。

23区計における割合とほぼ同じ構造。

3-7

納税義務者の年齢構成

納税義務者の年齢構成（令和6年度）



ココをチェック！



年齢構成の特徴

- 納税義務者数の最多は30代
- 課税額に占める割合が大きいのは40代と50代

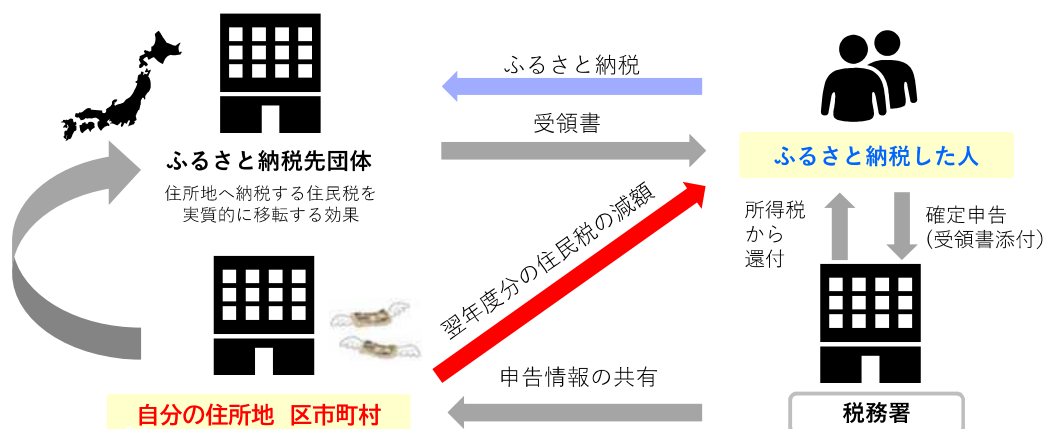
3-8

ふるさと納税とは

「納税」と言いますが、実際は自治体への「寄附金」です。

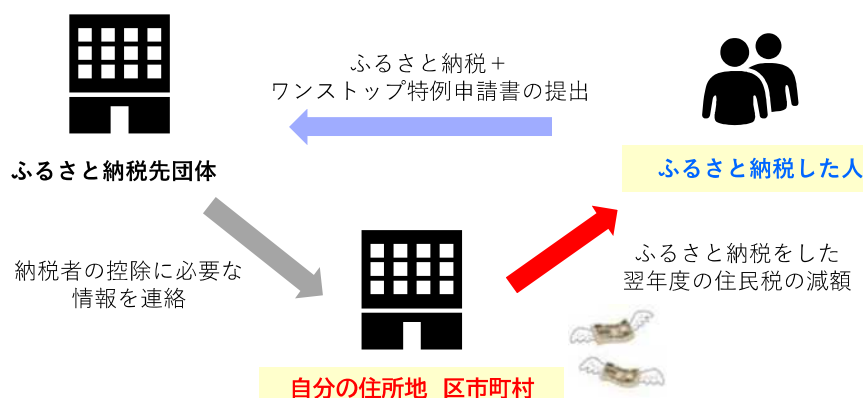
ふるさと納税の意義と仕組み

- 自分で寄附先を選ぶ制度なので、その使われ方に関心を持つきっかけとなる。
- 地域への力になれる。
- 自治体が取組みを周知することで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる。



ワンストップ特例制度 ※5自治体以内に限る

手続きを簡単にするため、主に確定申告を必要としない給与所得者等について、所定の手続きをするだけで、確定申告しなくても寄附金税額控除が受けられます。



ふるさと納税の控除額について

ふるさと納税の控除額の計算式は次のとおりです。

※ワンストップ特例のみ

ふるさと納税控除額

=

基本控除額

+

特例控除額

+

申告特例控除額

基本控除額

…

$(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times \text{住民税率 (10\%)}$

※限度額：総所得金額 × 30%

特例控除額

…

$(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times \text{特例控除割合}$

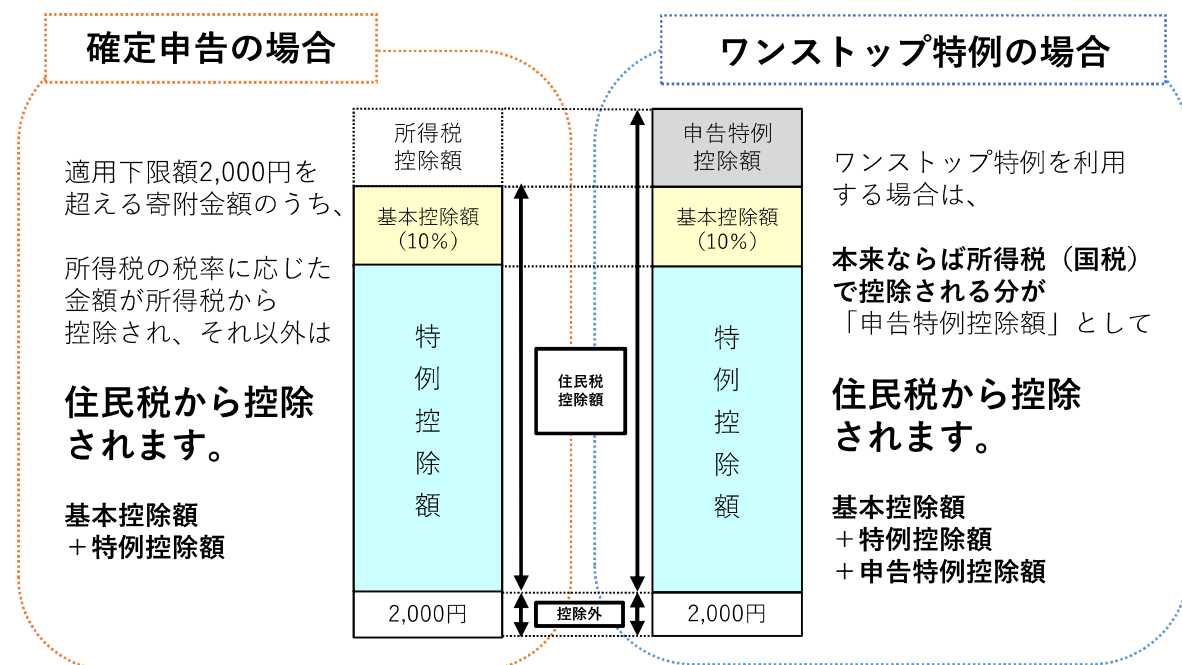
※限度額：住民税所得割額 × 20%

申告特例控除額

…

特例控除額 × 申告特例控除率

控除額のイメージ



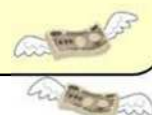
住民税から控除されると、
自分が住むまちの財源が減少します。

ワンストップ特例では、さらに
所得税分も住民税から控除され、
自分が住むまちの財源がますます減少します。

豊島区の税収への影響

令和5年に豊島区の納税義務者がふるさと納税をした額は約61億7,700万円です。

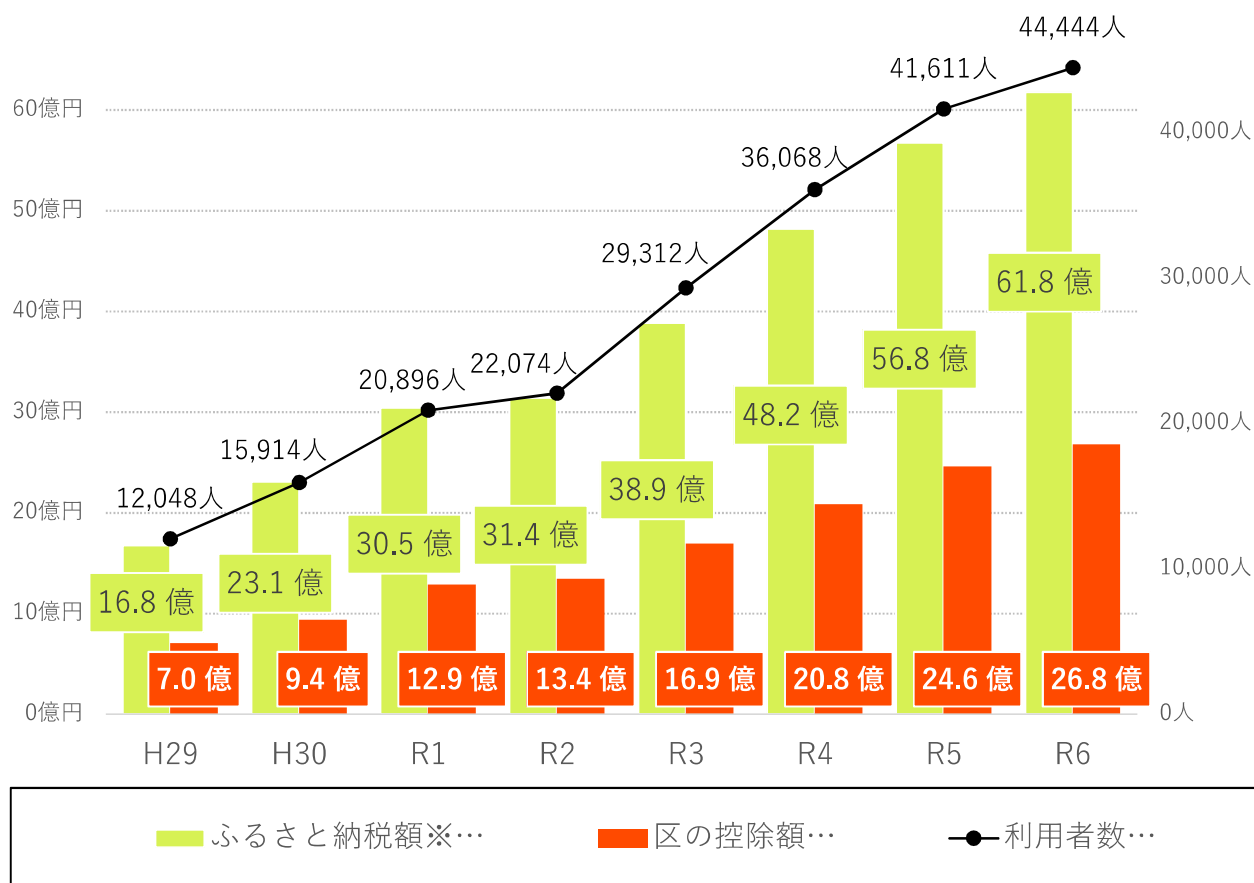
⇒ 区民税は約26億7,900万円減収になります。



3-9

ふるさとと納税の推移

ふるさとと納税（利用者数・控除額）の推移



※ふるさと納税額は前年中に寄附された額です。



ココをチェック！



これまでの変遷

H20年：ふるさと納税制度の開始

H27年：控除限度額拡大、ワンストップ特例開始

H31年：返礼品の割合を寄附額の3割以下に法制化

R6年：ふるさと納税へのポイント還元全面禁止

小話
ちょこっとシマス



住民税の徴収方法

★ 住民税の徴収方法は、3種類あります。

1 給与からの特別徴収

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税を差し引いて、納入する方法。

納期は12回/年（6月から翌年5月に支給される給与から差引き）



6月から翌年5月までが1年間の区切りになります。

特別徴収義務者
（事業主）

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収の対象者
（従業員）

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

東京都では平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しており、「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとしています。

②税額の計算



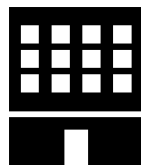
① 1月31日まで
給与支払報告書の提出

③ 5月31日まで
特別徴収税額の通知

⑤ 給与支払日の
翌月10日まで

差し引いた住民税
を納入

従業員が1月1日に
お住まいの区市町村



事業主
（給与支払者）

③ 5月31日まで
特別徴収税額の通知

④ 6月～翌年5月まで
の毎月の給与支払日

給与から住民税を差引き



従業員
（納税義務者）

2 年金からの特別徴収

公的年金等の所得にかかる住民税を、原則として年6回支給される公的年金から差し引きする方法。

納期は6回/年

（4・6・8・10・12・翌2月に支給される公的年金から差引き）

3 普通徴収

区から送る納付書を使い、金融機関等の窓口で納付したり、口座振替等で納付する方法。

納期は4回/年

（6・8・10・翌1月末）

小話
ちょこっとシマス



区民税の主な制度改正内容

1 令和7年度個人住民税の定額減税

令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年12月31日現在で、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（※）を有する納税義務者に対して、1万円の定額減税を実施します。

※控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者とは…

→前年の合計所得金額が1,000万円超である納税義務者の配偶者（国外居住者を除く）のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者。

2 国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付又は提示しなければならない書類の見直し

国外に居住する配偶者や親族について、配偶者控除や扶養控除などの控除の適用を受けようとする場合は、国外に居住する配偶者や親族の生活費や教育費に充てるために支払いをしたことを証明する「送金関係書類」等を申告の際に添付又は提示する必要があります。

令和7年度以降の申告をする場合は、「送金関係書類」の対象として資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払いをしたことを明らかにするものが追加となります。

3 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化【令和5年度税制改正】（令和7年度適用）

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。令和7年1月1日以後に支払いを受けるべき給与等について提出する同申告書について適用されます。

小話
ちょこっとシマス



よくある質問

Q1: 年収の壁とはなんですか？

A. 税金や社会保険料の負担が生じる基準のことです。

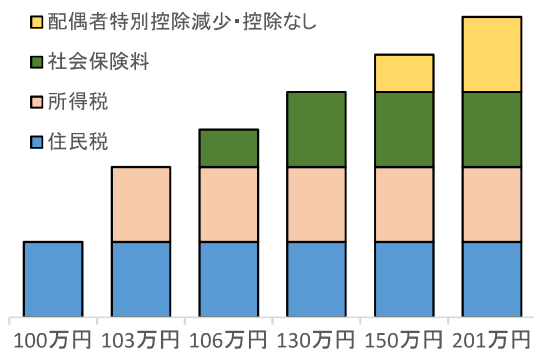
年収の壁には、税制上の壁と社会保険上の壁があります。(ここでの年収とは年間の給与収入額を指します。)

税制上の壁には、住民税が課税される「100万円」と所得税が課税される「103万円」の壁があります。

また、「150万円」より配偶者特別控除が減少し、約「201万円」以上は配偶者特別控除がなくなるので、これらも壁といえます。

社会保険上の壁には、社会保険の加入義務が生じる「106万円」又は「130万円」の壁があります。(勤め先の従業員数により加入基準が異なります。)

〈年収の壁〉※年間の給与収入の金額



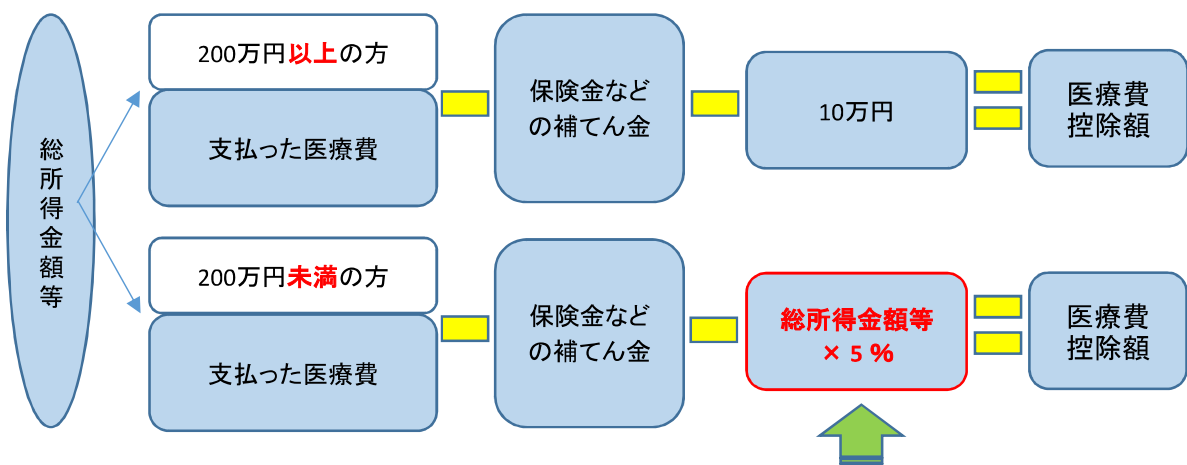
Q2: 年間医療費が10万円未満だと医療費控除は適用されませんか？

A. 「総所得金額等」によっては適用となる方がいます。



控除を受けるのに必要な医療費の金額は、総所得金額等が200万円以上か200万円未満かで異なります。

〈医療費控除の計算式〉



総所得金額等が200万円未満の人は、「総所得金額等 × 5%」の金額が10万円未満となります。したがって、医療費の支払額は10万円未満でも控除を受けられる可能性があります。

第4章

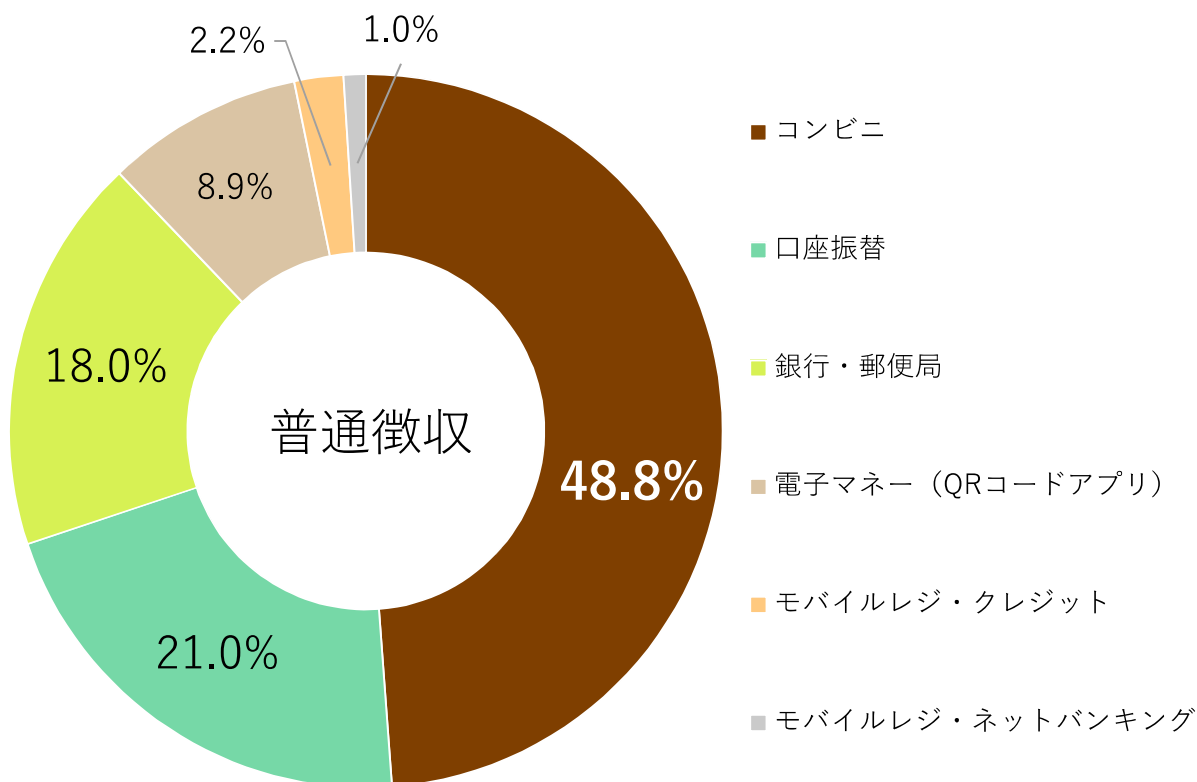
納 税

- | | |
|----|--------------|
| 1 | 納税の方法 |
| 2 | 収納率の推移 |
| 3 | 滞納額別の割合 |
| 4 | 分割納付と徴収猶予 |
| 5 | 督促状と催告書 |
| 6 | 差押件数と滞納額 |
| 7 | 口座振替の状況 |
| 8 | 税証明発行件数 |
| 9 | 税金の還付とは |
| 小話 | 収納率向上のための取組み |
| 小話 | いろいろな催告書 |

4-1

納税の方法

納税方法別の納付件数割合（令和5年度決算）



ココをチェック！



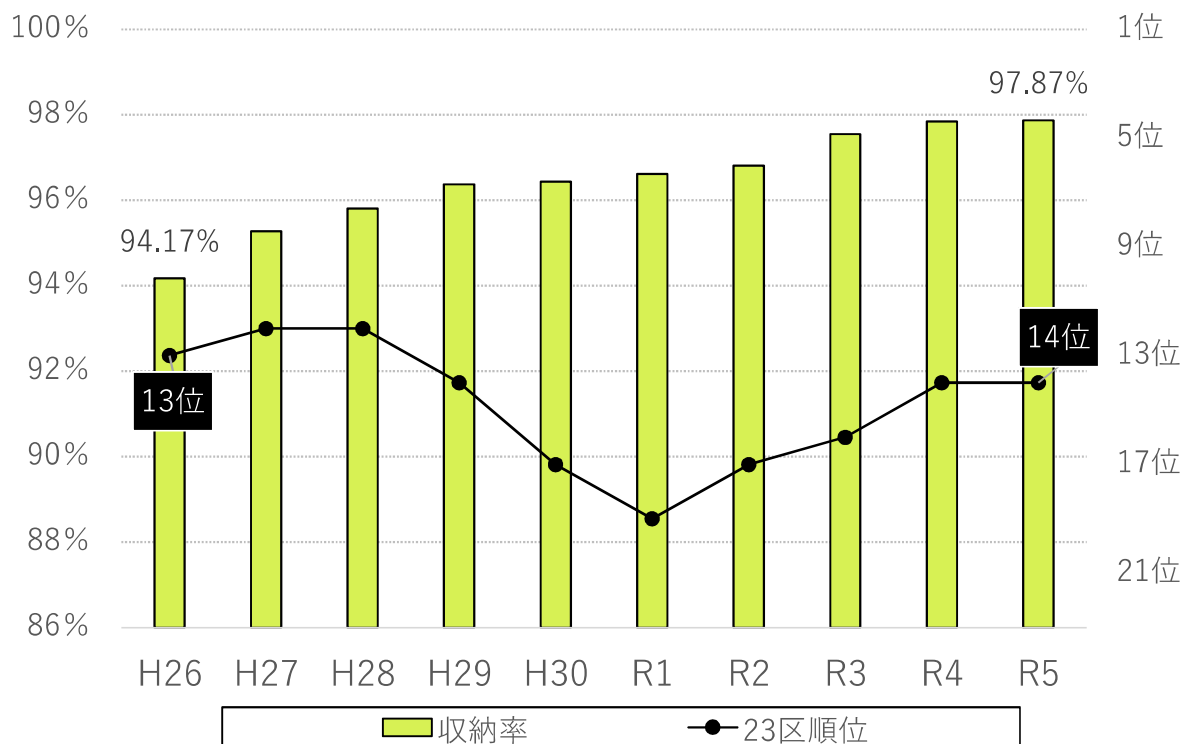
各納税方法によるメリット

- コンビニ：24時間納付可能（外出先でも可能）
- 口座振替：自動引落とし、納付忘れ防止
- 電子マネー：スマホで簡単に納付可能
（アプリのダウンロード＆チャージが必要）
- モバイルレジ：スマホを介してインターネットバンキング、
クレジットカードでの納付が可能

4-2

収納率の推移

特別区民税収納率の推移



$$\text{収納率} = \text{収入額} \div \text{課税額} \times 100 = 97.87\%$$



ココをチェック！



収納率向上のための主な取組み

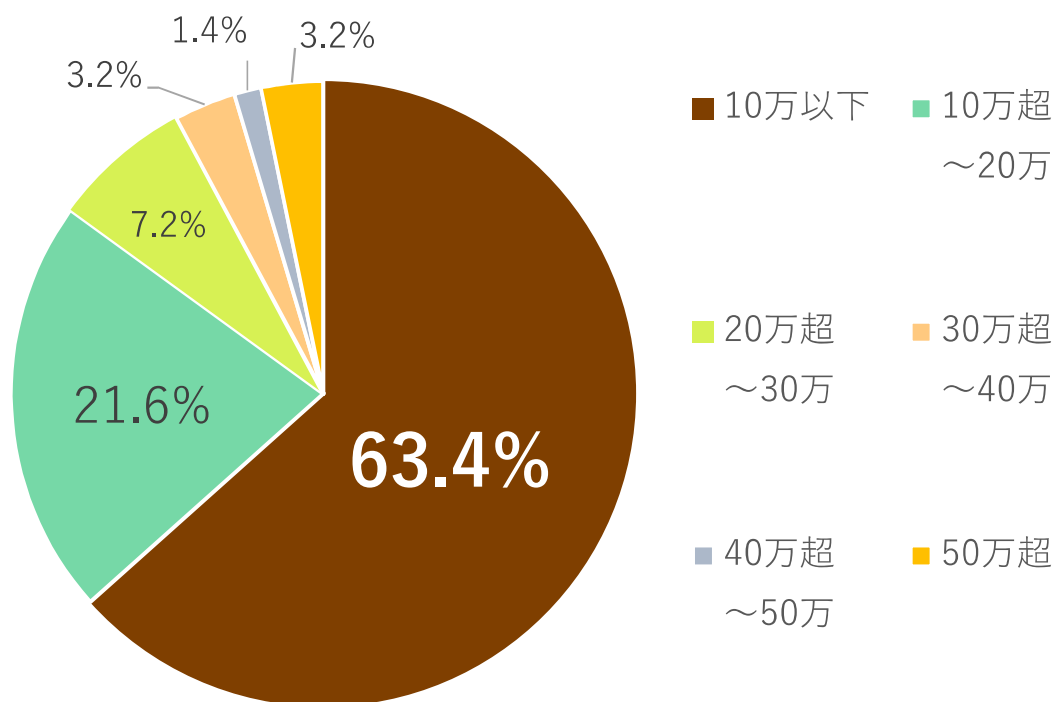
- 休日窓口の開設（毎月第2土曜日＊）
- 納付案内センターの活用（電話、訪問）
- 差押えの実施
- 収納チャネル拡大（モバイルレジ、電子マネーなど）

＊閉庁日の場合もあるため、事前にHPなどでご確認ください。

4-3

滞納額別の割合

滞納額別の滞納者の割合（令和6年度）



滞納者で最も多いのは滞納額10万円以下の人



ココをチェック！



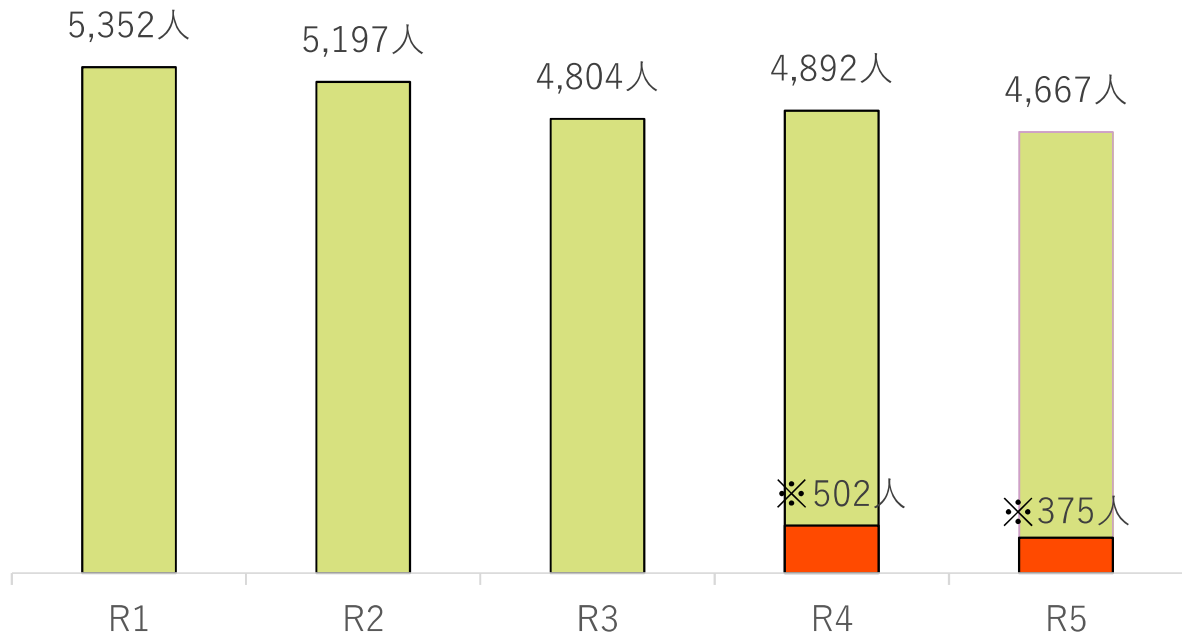
滞納の主な理由

- 収入減少（失業、倒産）
- 就労困難（ケガ、病気、高齢化）
- 失念（多忙、混同）
- 制度の複雑性（翌年課税、天引き）
- 出国（課税時転出）

4-4

分割納付と徴収猶予

分納誓約者数の推移



※うち電子申請による分納誓約者数(令和4年度から開始)



ココをcheck！



住民税は前年所得に課税されるため、収入があった時期と税を納付する時期にズレがあります。

納付が難しい場合には、区役所へご相談ください。

分割納付

生活状況をお聞きし、分割納付を検討します。

令和4年度から電話・来庁だけでなく、24時間申請可能な電子申請サービスをスタートしました。

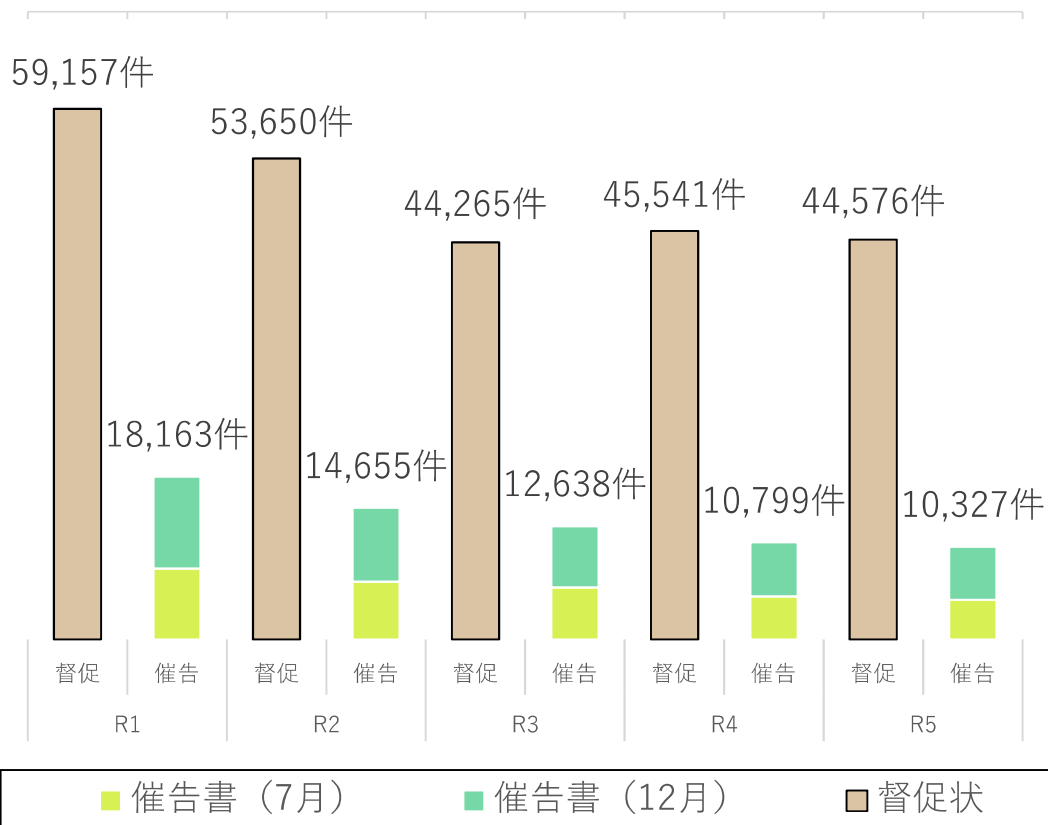
徴収猶予

天災・盗難・休廃業等の場合、1年に限り猶予ができます。

4-5

督促状と催告書

督促状・催告書発付数の推移（普通徴収分）



ココをcheck！



督促状

期限内に納付がない全ての方に発付。

催告書

督促後、納付のない方に発付。

7月催告：滞納繰越分のみ

9月催告：外国人のみ

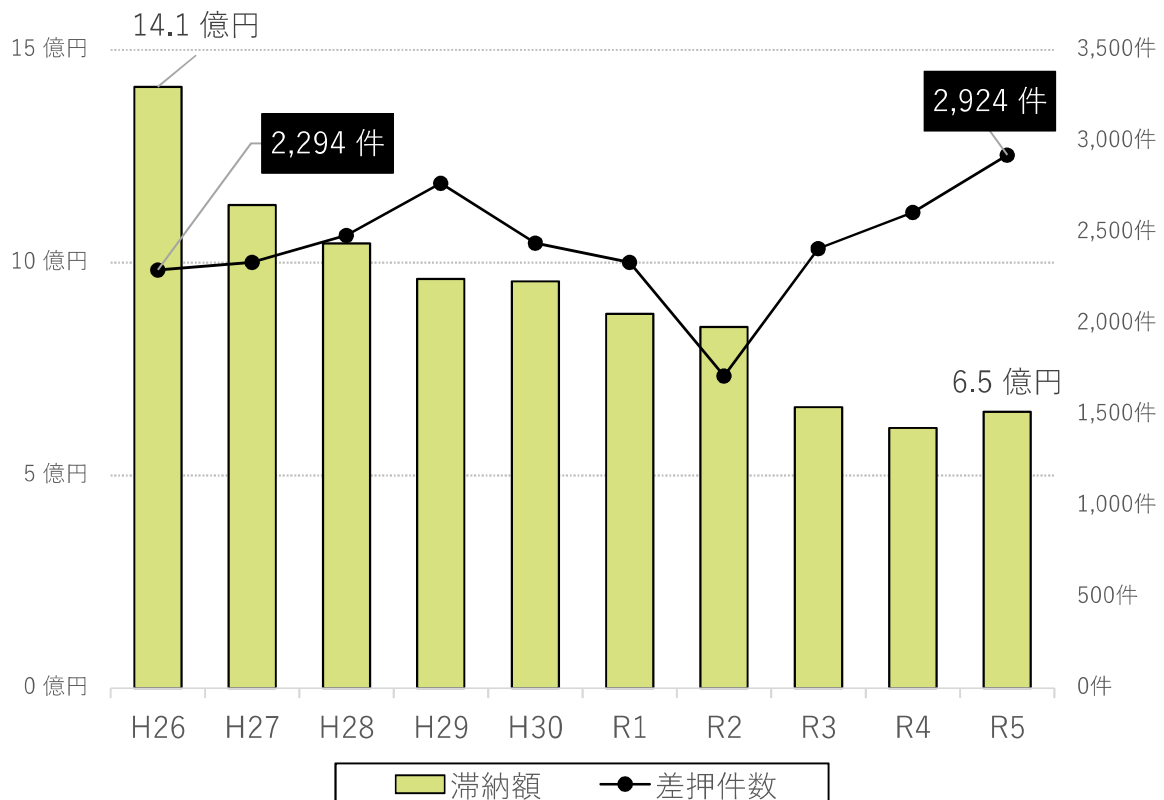
12月催告：滞納繰越分と現年度分（1期・2期）

2月催告：現年度分（1～3期）のみ

4-6

差押件数と滞納額

差押件数と滞納額の推移



ココをcheck！



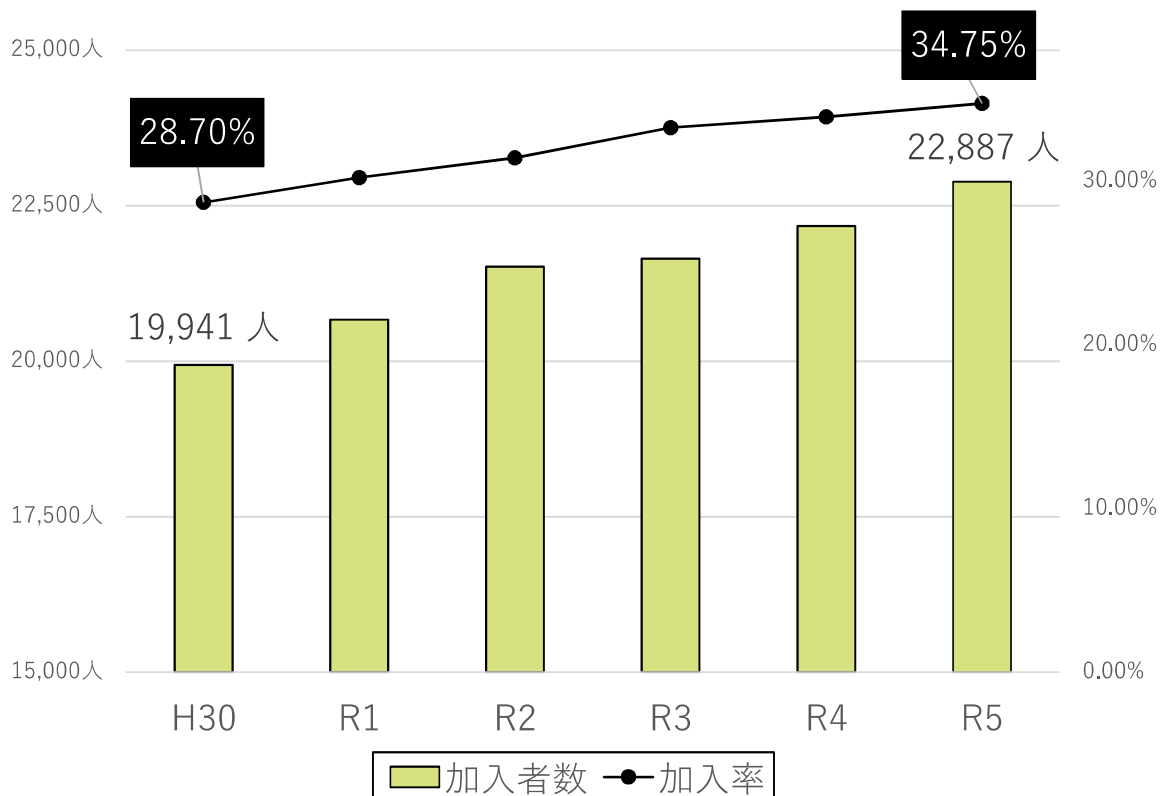
滞納整理の主な取組み

- 納税交渉（電話、窓口）
- 財産調査、差押え
- 臨戸（自宅や会社への訪問）
- 搜索（自宅等への立ち入り調査）

4-7

口座振替の状況

口座振替加入者数（率）の推移



ココをcheck！



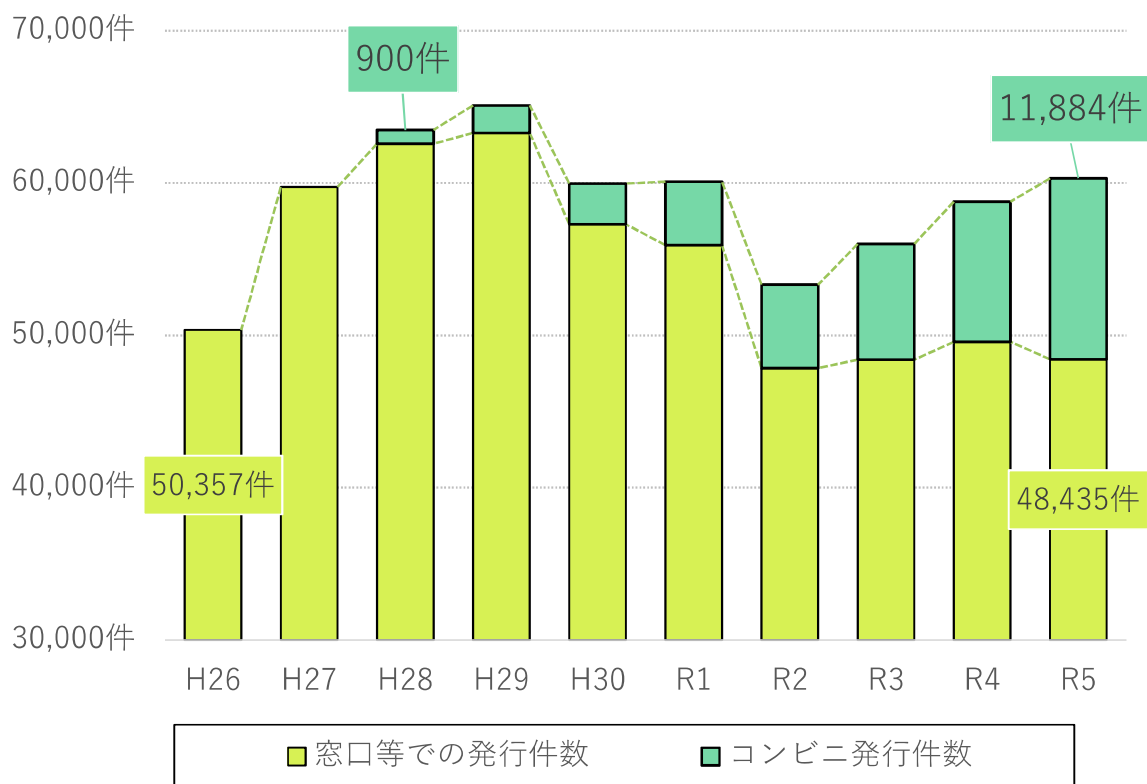
加入促進に向けた主な取組み

- 口座振替受付サービス（ペイジー）の導入
（区役所窓口でキャッシュカード持参で印鑑レス手続き可能）
（金融機関は限定、手続きができるのは口座名義本人のみ）
- 納税通知書・督促状（普通徴収第2期分）に申込書を同封
- 口座振替依頼書の郵送依頼の電子申請開始

4-8

税証明発行件数

税証明発行件数の推移



ココをcheck！



これまでの変遷

H28年：マイナンバーカードによるコンビニでの証明書発行開始

発行件数は年々増加傾向

R2年：発行手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入

(税務課窓口のみ)

R4年：証明書郵送発行のオンライン申請開始

4-9

税金の還付とは



税金を払い過ぎたり、間違って払ってしまったときに過払い分を返すことです。

よくある例①



扶養親族を取り忘れてた！



医療費の申告を忘れてた！

申告

支払済の
住民税が減額

納付済額：10,000円

修正後金額：5,000円

過払い分：5,000円

よくある例②



納付書が2枚ある？
心配だから両方とも払おう！

督促状
10,000円

納付書
10,000円

支払済の税を
二重払い

Yes

未納の区税がある？

No

過払い分を未納分に
充当

過払い分を
還付

還付の流れ



役所

①還付通知送付

②還付請求



個人

④通帳記帳により確認



本人口座

③本人指定口座へ入金

※ 入金まで1か月程度かかります。

小話
ちょこっシマス



収納率向上のための取組み



豊島区では、収納チャネルを拡大し、様々な方法で住民税が納付できる手段を確立しています。他にも、電子申請の開始や外国語に対応できる相談員を配置して相談にあたるなど、丁寧な取組みを行っています。

収納対策事例

立教大学とコラボし外国人向け 住民税支払い案内の作成

令和5年度には、立教大学異文化コミュニケーション学部の留学生を含む有志の学生ら10人と住民税支払い案内を作成しました。

案内は学生が主体的にデザインし、フローチャート形式、Q&A形式を取り入れ、「やさしい日本語」の表現で「あなたは住民税をどうして払いませんか？」など、わかりやすい表現となるよう努めています。

収納チャネルの拡大

クレジットカード・インターネットバンキング（モバイルレジ）や電子マネー（LINE Pay、PayPay、d払い、au PAY、J-coin Pay、楽天ペイ）をご利用いただけます。

納付書のバーコードを読み込み、24時間いつでも納付できる便利な方法で納付を促します。

ベトナム語・中国語 相談員による納付案内

近年、多くの外国籍の方が転入し、住民税を滞納するケースが増えています。

豊島区では、ベトナム語、中国語に対応できる職員を配置し、納付勧奨（電話）や相談通訳（窓口）等を行い、税の理解（制度、納付義務、納付方法）と滞納抑制を図っています。

分納の電子申請・ 多重債務者への納付相談

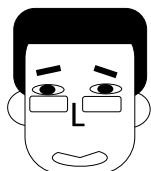
令和4年度より電子申請による分納の受付を実施。わざわざ来庁する手間を省き、開庁時間を気にせずに申請することが可能になりました。

また、税務課と福祉総務課が連携し、多重債務等により納付困難な方や自立相談支援事業を受けている方へ、生活状況改善に向けた支援を実施。本人同意のもとで両課が情報共有し、生活状況改善プランに沿った納税相談を行っています。

小話
ちょこっとシマス



いろいろな催告書



豊島区では、年4回普通徴収住民税の滞納者を対象に一斉催告を行います。毎回担当職員が試行錯誤し、開封してもらえるような封筒を考えています。某TV番組でも取り上げられた封筒の一部をご紹介します。

封筒



目立つ封筒が届いたらすぐに内容を確認するようにしましょう!!

第5章

軽自動車税

- 1 軽自動車税（種別割）の概要
- 2 軽自動車税（台数・税収）の推移
- 3 軽自動車税 収納率の推移
- 4 普通自動車と軽自動車の
保有台数比較
- 5 軽自動車の保有率（23区）

5-1

軽自動車税（種別割）の概要

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日に軽自動車・二輪車・原動機付自転車等を所有している方（法人を含む）にかかる税金です。

納税通知書は毎年5月中旬頃に発送され、納期限は5月末です。

自動車税と異なり、月割りで課税する制度がありません。4月2日以降に廃車や名義変更をして現在車両を所有していなくても、4月1日時点で登録があれば、その年度の軽自動車税（種別割）が1年分課税されます。



令和5年1月から、軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)が始まりました。

軽自動車検査協会が軽自動車税（種別割）の納付状況をオンラインで確認できるようになり、車検時の検査窓口での納税証明書提示が原則不要になります。
これにより、納税者・市区町村双方の負担が軽減されます。



令和5年7月1日から、電動キックボードに新しいルールができました。

一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車（特定原付）として、新たな交通ルールが適用されます。

★利用にあたって★

- ・公道を走行するにあたり、①車両が保安基準に適合し、②ナンバープレートを取り付け、③自賠責保険（共済）に加入しなければなりません。
- ・飲酒運転は禁止です。
- ・免許は不要ですが、16歳未満の運転は禁止です。
- ・安全利用のために乗車用ヘルメットを着用しましょう。（努力義務）



★特定原付とは★

次の①～⑥等を満たす電動キックボードです。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 車体が長さ190cm以下・幅60cm以下 | ④ オートマ(AT機構)である |
| ② 走行中に最高速度設定を変更できない | ⑤ 時速20kmを超える速度が出ない |
| ③ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下 | ⑥ 最高速度表示灯が備えられている |

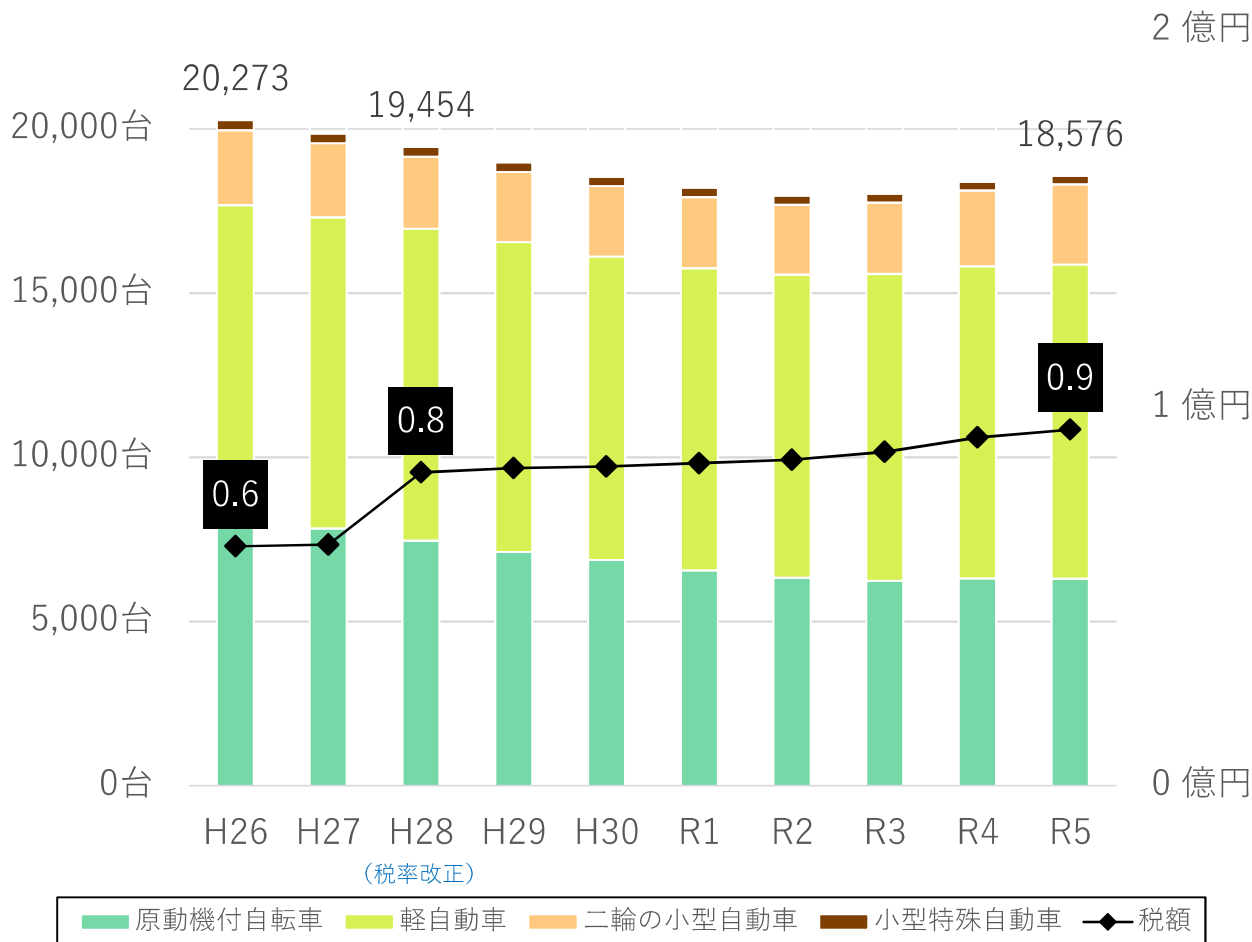
※①～⑥を満たさない場合、形状が電動キックボードでも一般原動機付自転車等に分類され、車両区分に応じた交通ルール（免許が必要など）が適用されます。

※⑥は、令和6年12月22日まで猶予されています。

5-2

軽自動車税（台数・税収）の推移

軽自動車税の登録台数及び課税額の推移



ココをチェック！



令和5年度の状況

登録台数：約1.9万台

⇒ 微増

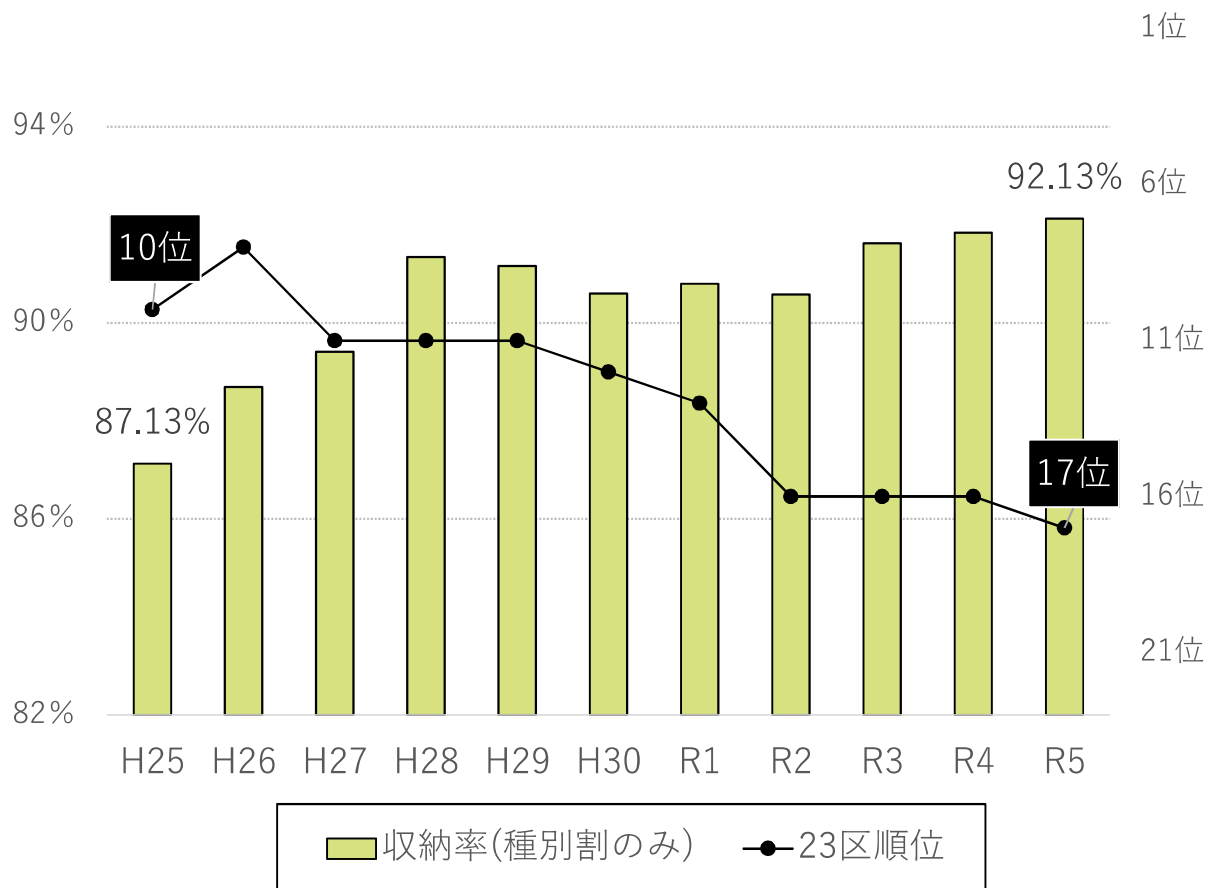
課税額：約9千万円

⇒ 継続的に微増（H28年の税率改定後）

5-3

軽自動車税 収納率の推移

軽自動車税 収納率の推移



ココをチェック！



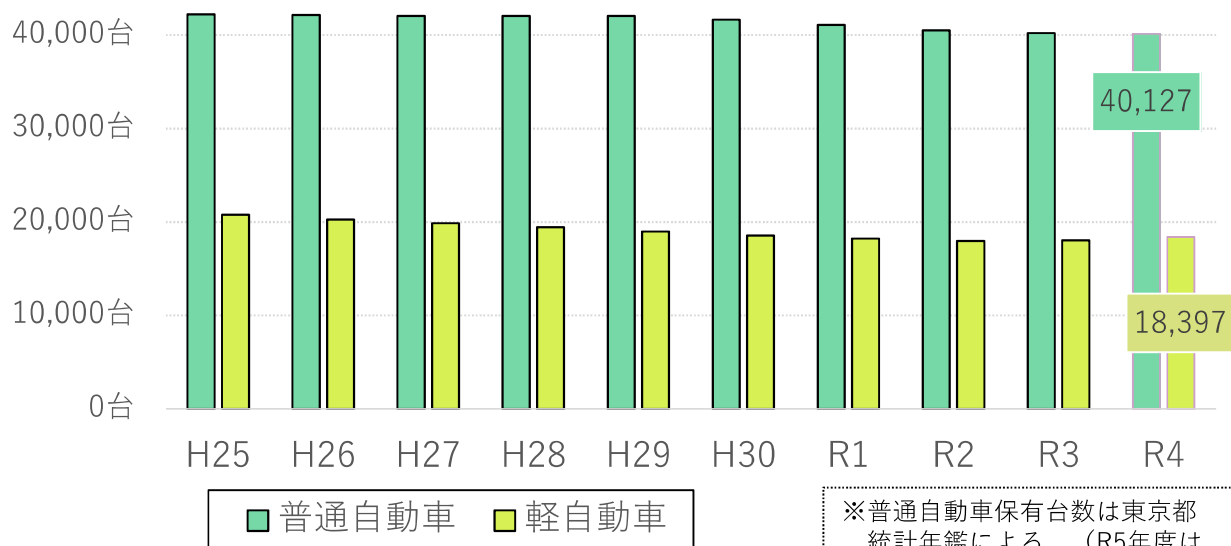
収納率向上の主な取組み

- 休日・夜間窓口の開設
- 差押えの適正実施
- 収納チャネル拡大

(R2年からは電子マネーとモバイルレジクレジット、
R5年からは共通納税を新たな納付方法として導入)

5-4

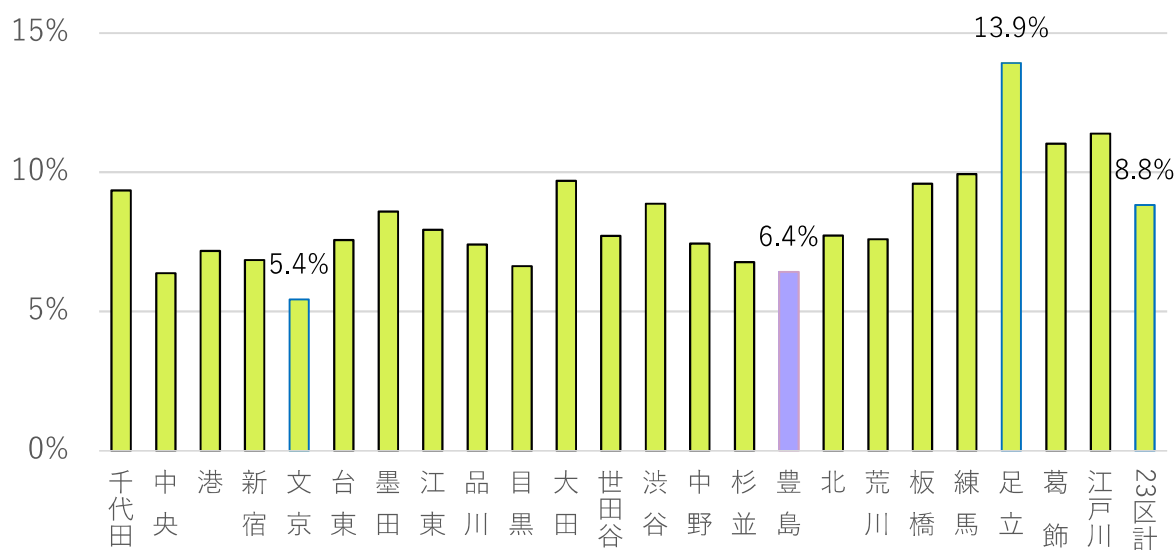
普通自動車と軽自動車の保有台数比較



おおむね 2:1 の比率

5-5

軽自動車の保有率 (23区)



豊島区は軽自動車の保有率が他区より低い
(交通利便性が良く、人口密度も高いため)

第6章

たばこ・入湯税

1

たばこ税とは

2

たばこ税率の変遷

3

たばこ税の推移

4

たばこ税収（23区）

5

区税に占める割合（23区）

小
話

たばこ税の現状

小
話

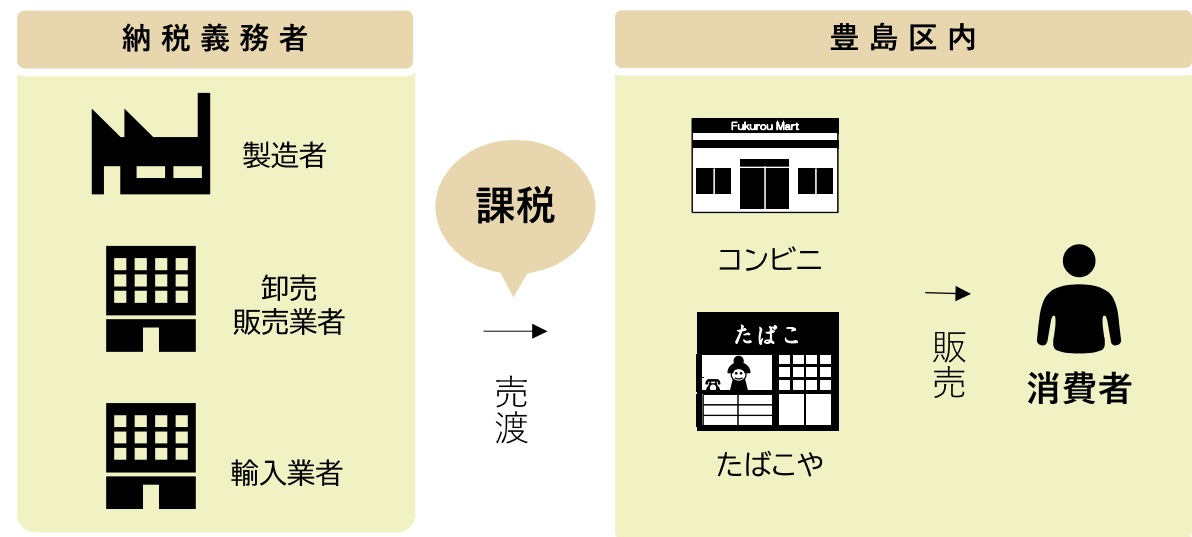
入湯税とは

6-1

たばこ税とは

納税義務者	たばこ製造者又は輸入業者・卸売販売業者
課税客体	小売販売業者に売り渡す製造たばこ
課税標準	売り渡した製造たばこの本数
納期限	売渡月の翌月末日（3月売渡分は4月末日まで）
税率	下記参照
徴収方法	申告納付

課税イメージ



代表的な紙巻きたばこの税額（小売価格580円20本入り）

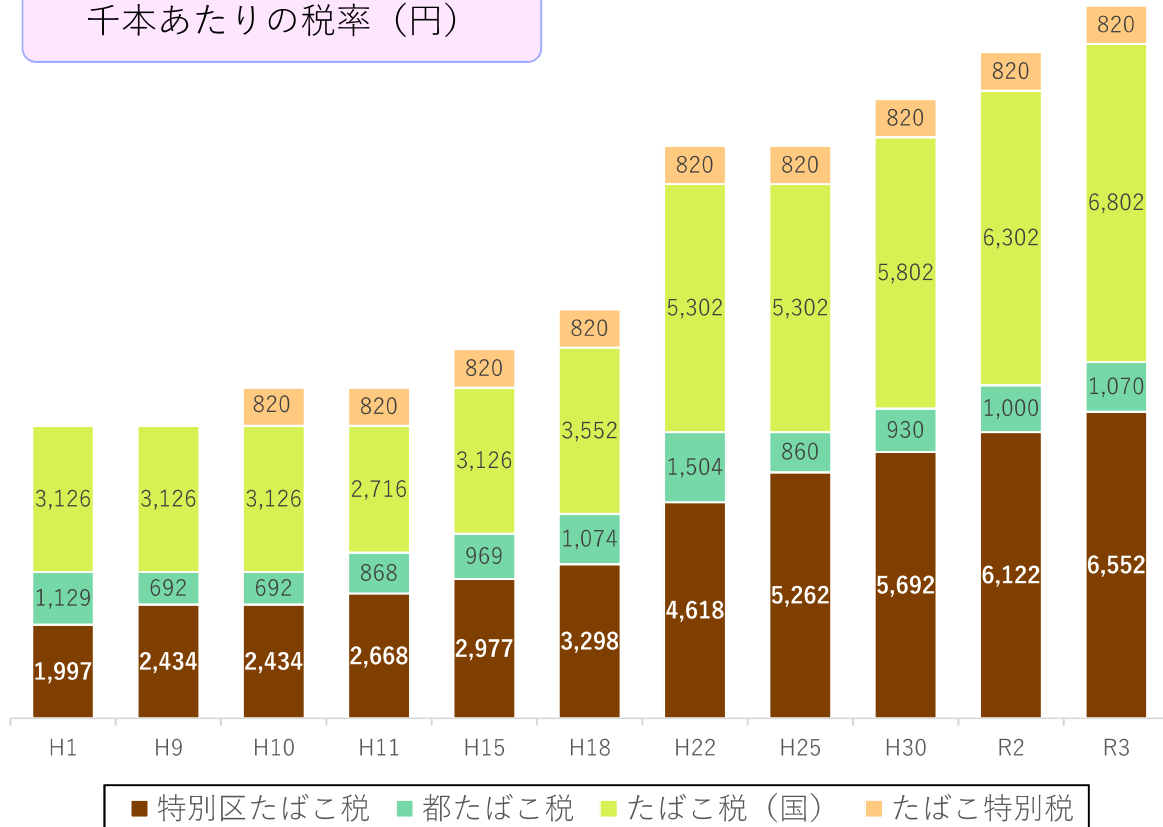
税の種類	1箱あたりの税額	1本当たりの税額
特別区たばこ税	131.04円	6.552円
都たばこ税	21.40円	1.070円
国たばこ税	136.04円	6.802円
たばこ特別税	16.40円	0.820円
消費税（地方消費税含む）	52.73円	2.6365円
合計	357.61円	17.8805円

※令和6年4月時点

6-2

たばこ税率の変遷

千本あたりの税率（円）



ココをcheck！



H1年：「たばこ税」創設(消費税創設時に 旧来の「たばこ消費税」を改変)

H9年：都から区へ税源移譲(税率調整)

H10年：「たばこ特別税」(国税)創設

(旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用)

H11年：国から区・都へ税源移譲(税率調整)

H15年：税率改定。「手持ち品課税」実施(H15年/H18年/H22年)

H25年：都から区へ税源移譲(税率調整)

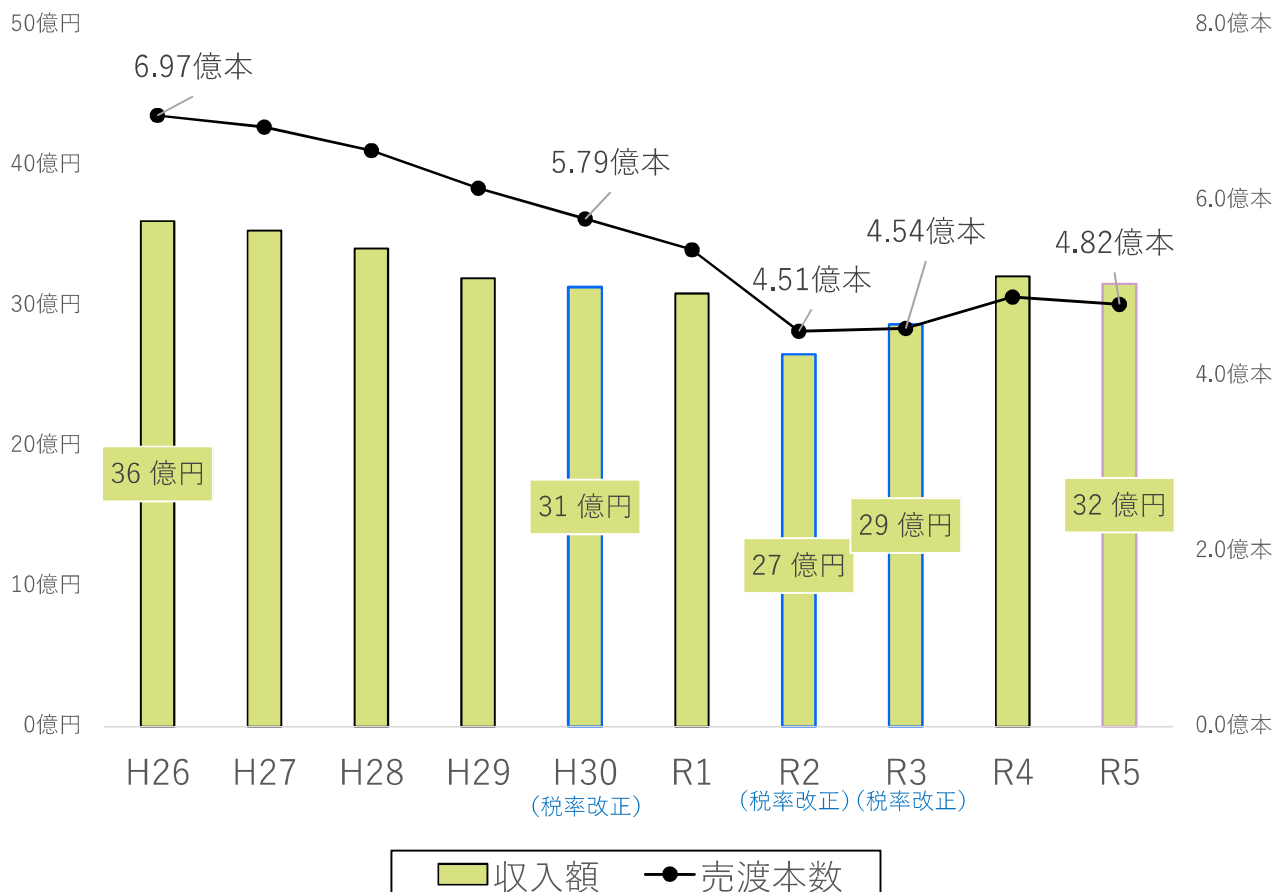
H30年：税率改定。「手持ち品課税」実施(H30年/R2年/R3年)

※ 手持ち品課税… 税率改正前に売渡しされた小売店の在庫(手持ち品)に対し、税率引上げに相当する課税を行い、同一の税負担を求めるもの。

6-3

たばこ税の推移

たばこ税の売渡本数と税収の推移



ココをcheck！



売渡本数：6.97億本（H26年）→ 4.82億本（R5年）

税 収：36億円（H26年）→ 32億円（R5年）

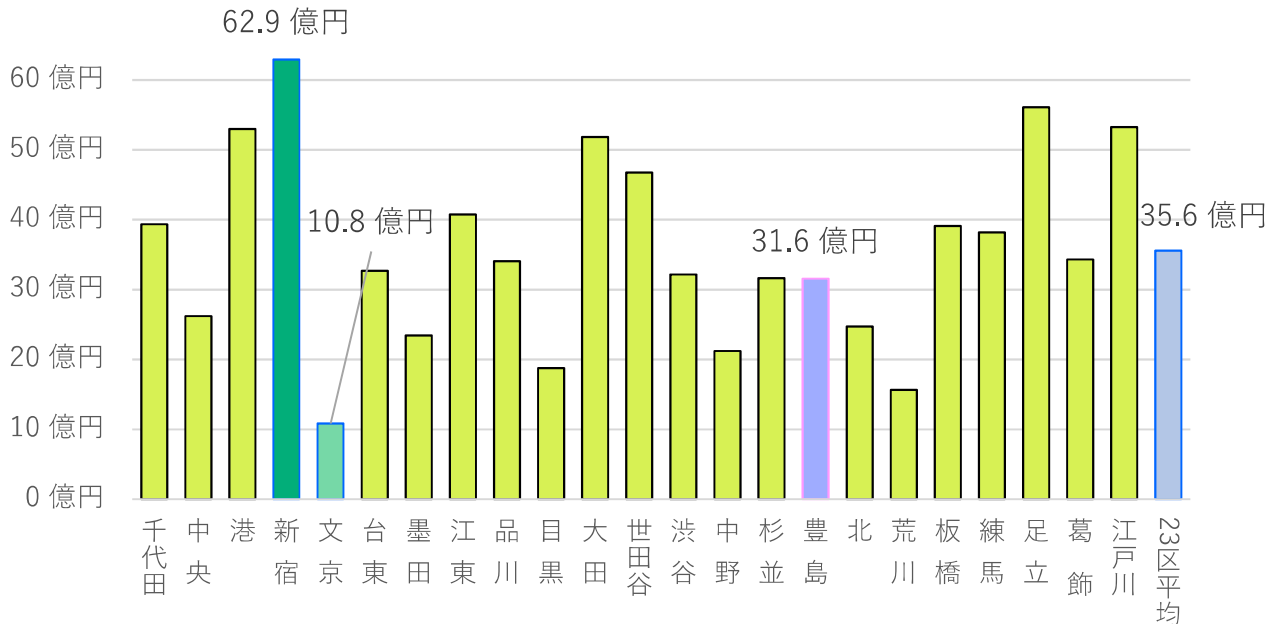
変動要因

・喫煙率の低下、健康志向の高まり、コロナ禍など

6-4

たばこ税収（23区）

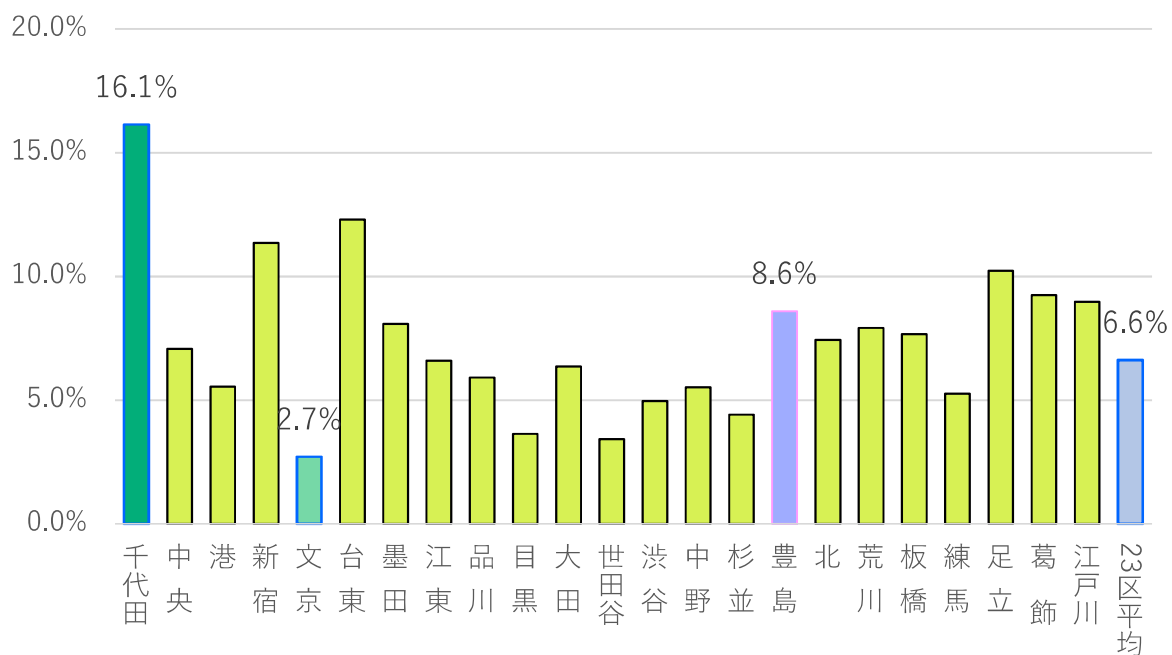
令和5年度決算



6-5

区税に占める割合（23区）

令和5年度決算



小話
ちょこっとシマす



たばこ税の現状 一

たばこは生活必需品ではなく嗜好品として位置づけられることなどから、国や地方でたばこ税が課されています。

近年、特に若年層の喫煙率が低下しているにもかかわらず、国のたばこ税収全体で見ると大きな変動は見られません。これは定期的に増税されているため税収が補われ、比較的安定しているからです。

この税収は国と地方にとって重要な財源となっています。



豊島区のたばこ税収は、どうしてR2年度に大きく減っているの？

豊島区の直近10年間の売り渡し本数と税収の推移を見てみると、若干の増減はあるものの概ね減少傾向となっています。特にR2年度は減少幅が大きく、これは新型コロナウイルスの影響によるものと考えられます。

豊島区に納められている特別区たばこ税は、たばこの製造者や輸入業者が区内の小売販売業者に売り渡す時などにかかる税金です。コロナ禍であったR2年度は、ビジネスや観光の目的で豊島区に訪れる人が減りました。それに伴って、区内でのたばこ需要が下がり、小売販売業者がたばこの仕入れ数を減らしたことで、たばこ税収が下がったと考えられます。

小話
ちょこっとシマす



入湯税とは 二

入湯税とは、環境衛生や消防等の施設整備や観光振興の費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯に対して課す税です。鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、1月分をまとめて翌月末日までに区に申告・納付します。

税率は、豊島区では入湯客1人1日につき150円です。

ただし、次の①～③の場合は課税が免除されます。

- ① 12歳未満の子ども
- ② 共同浴場・公衆浴場
- ③ 専ら日帰客の利用に供される施設で料金が1,200円以下



豊島区でも温泉が湧いてるの？

豊島区に温泉が湧くのかどうかは分かりませんが、令和6年度現在豊島区で入湯税を納付している施設は3つあり、そのどれもが豊島区外から温泉水を輸送して浴場に使用する「運び湯」によるものです。温泉を運んで使用する場合も入湯税の対象となります。

第7章

狭小住戸集合住宅税

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 狭小住戸集合住宅税の概要 |
| 2 | 税創設の経緯 |
| 3 | 税収の推移 |
| 4 | 効果の検証 |

7-1

狭小住戸集合住宅税の概要

課税対象	区内に狭小住戸（30㎡未満）が9戸以上ある集合住宅を建築する行為
納税義務者	課税対象となる集合住宅を建築する建築主
税率	対象住戸1戸につき50万円

〔計算例：全住戸が10戸である住戸を建築する場合〕



30㎡未満の 住戸数	30㎡以上の 住戸数	税額
10戸	0戸	50万円×10戸＝ 500万円
9戸	1戸	50万円×9戸＝ 450万円
8戸	2戸	非課税

法律で規定

法定税

住民税、消費税、所得税など

自治体が独自に新設

法定外税

使い道に定めがある

目的税

宿泊税（東京都ほか）など

使い道に定めがない

普通税

狭小住戸集合住宅税

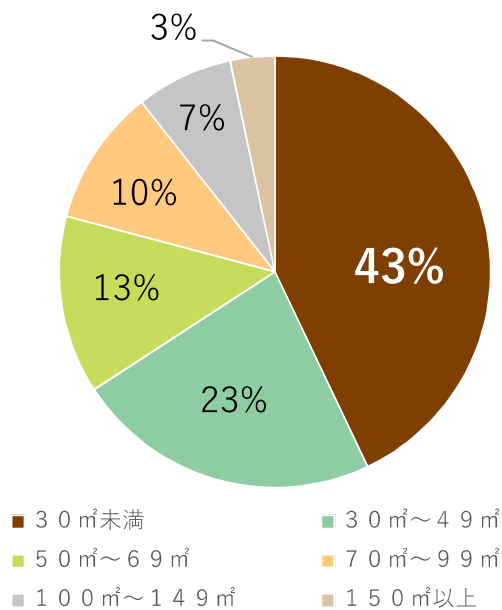
全国で豊島区のみ
の法定外税
使い道の指定がない
普通税

7-2

税創設の経緯

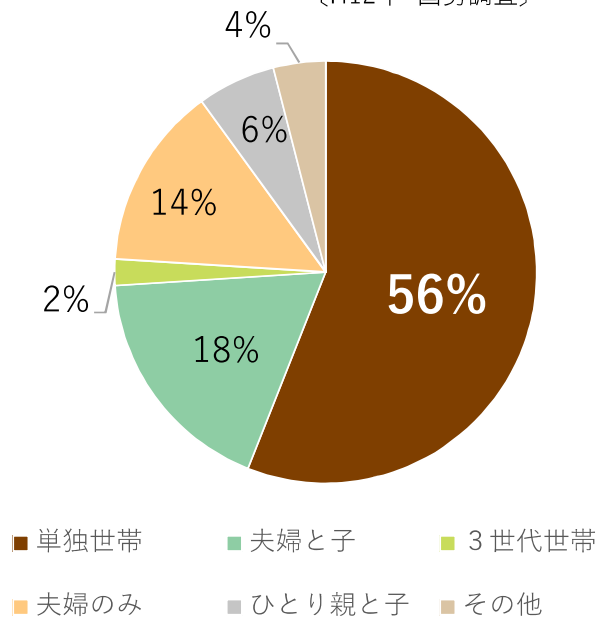
住宅ストックの偏り

〔H10年 住宅・土地統計調査〕



世帯構成の偏り

〔H12年 国勢調査〕



様々な問題が潜在…

- ① 良質な民間住宅（面積水準）が形成されにくくなる！？
- ② 定住人口がさらに減ってしまう！？
- ③ 地域コミュニティが希薄になり、相互扶助が弱まってしまう！？

課税による住宅ストックバランスの是正を検討

H14～15年…法定外税検討会議開催
 （学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表・区職員等による検討）

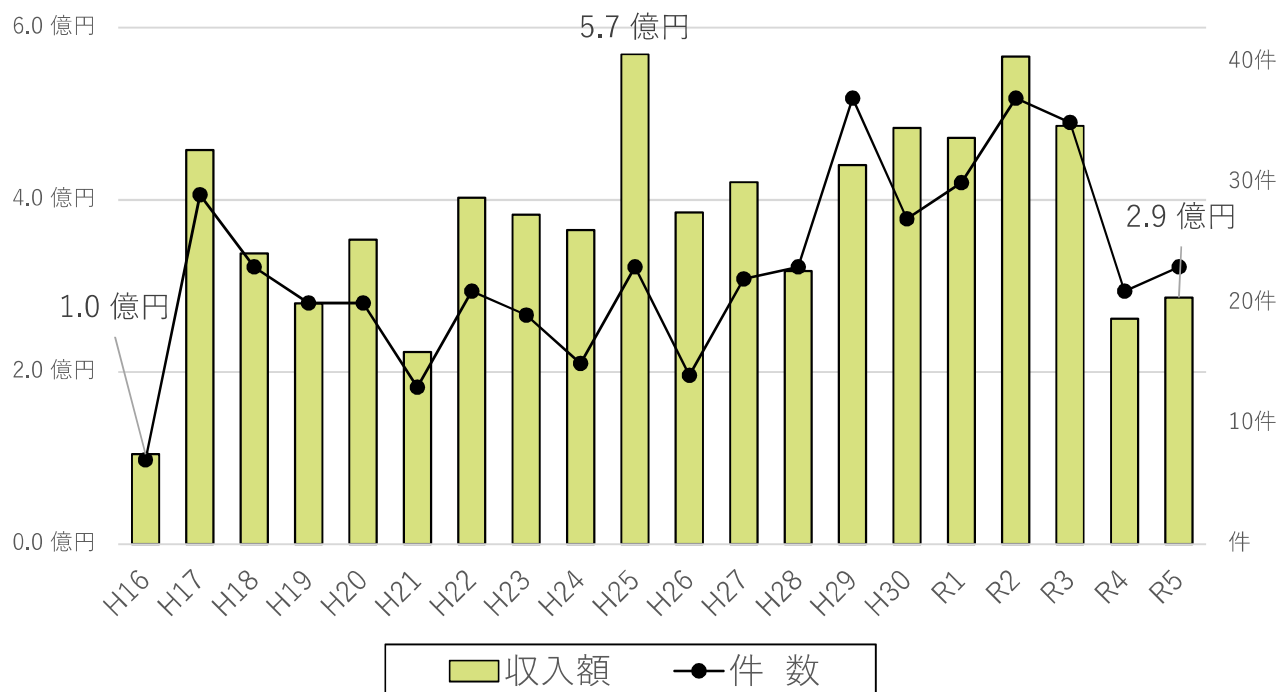
H16年3月…総務大臣による「狭小住戸集合住宅税」新設の同意

〃 6月…条例施行

本税は、条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっています。直近では、R5年に「税制度調査検討会議」を開催し、R10年度まで現行の税制度を継続することが決定しています。

7-3

税収の推移



7-4

効果の検証

建築確認の申請数における比較

税施行前 H11～15年 5年間の平均	◀Before	税施行後 H16年～R5年 20年間の平均
課税対象の狭小住戸		課税対象の狭小住戸
1,069戸	24.2%減	810戸
全申請件数に占める割合	7.2pt減	全申請件数に占める割合
34.1%		26.9%

※上記は、建築確認申請の戸数のため、実際の課税の戸数とは異なります。